

# タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

## 特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

### 特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

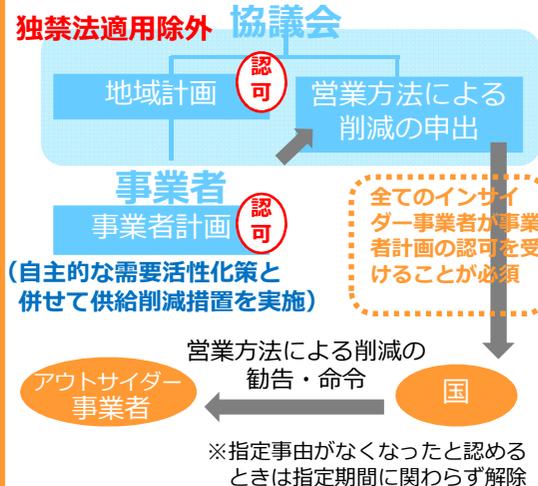


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

### 特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

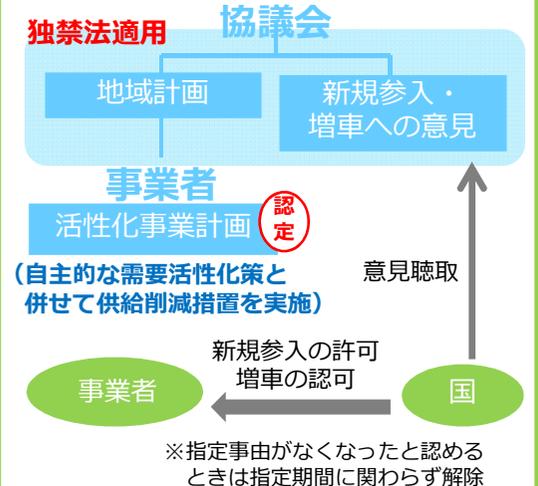
期間3年



### 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



## タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

## 道路運送法

### ◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

### ◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

## 改正法附則第2条

この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧特定地域特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定されている地域（以下「旧特定地域」という。）については、旧特定地域特措法（これに基づく命令を含む。）の規定は、同項の規定により定められた期間が満了するまでの間（旧特定地域が、第1条の規定による改正後の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「新特定地域等特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定されたときは、新特定地域等特措法第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による指定が行われるまでの間。次項において同じ。）、なおその効力を有する。

2 旧特定地域については、この法律の施行の際現に旧特定地域特措法第4条第1項の規定により定められている基本方針は、旧特定地域特措法第3条第1項の規定により定められた期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

## 改正法附則第3条

旧特定地域について、新特定地域等特措法第3条第1項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であって、**新特定地域等特措法第8条第3項の基準に適合するものは、同条第1項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。**

## 改正法附則第4条

旧特定地域について新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第9条第1項の規定により作成されている地域計画（前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。以下「旧地域計画」という。）であって、**新特定地域等特措法第4条第1項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第9条第1項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）とみなす。**

## 新法第3条（特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。）であると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

- (1) 事業用自動車1台当たりの収入の状況
- (2) 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- (3) 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 3 国土交通大臣は、特定地域について第1項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 第1項の規定による指定、第2項の規定による期限の延長及び前項の規定による指定の解除は、告示によって行ふ。
- 5 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行ふよう要請することができる。
- 6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行ふよう要請することができる。

### 新法第3条の2（準特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがあると認める場合であつて、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第1項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

### 新法第8条（協議会）

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第1項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第9条第1項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) その他協議会が必要と認める者
- 3 **協議会は、第1項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。**
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

埼玉県県南中央交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱

改正案	現行
<p style="text-align: center;">埼玉県県南中央交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日 改正 平成26年 ○月 ○日</p> <p>(目的) 第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域<b>及び準特定地域</b>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏（以下「<b>準</b>特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該<b>準</b>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（<b>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</b>以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<b>準</b>特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) <b>準</b>特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる<b>準</b>特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① <b>準</b>特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② <b>準</b>特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める<b>準</b>特定地域計画の実施に係る連絡調整</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整</p>

(3) **準**特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は**平成29年1月26日**までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
- ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長
- ⑤ **学識経験者(東洋大学 総合情報学部教授 尾崎 晴男)**

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の**30日**前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等に

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は**平成27年9月30日**までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) **関東運輸局長又はその指名する者**

(2) 関係地方公共団体の長

- ① 埼玉県知事又はその指名する者
- ② さいたま市長又はその指名する者
- ③ 鴻巣市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 会長
- ② 株式会社つばめタクシー 代表取締役
- ③ 株式会社ツバメタクシー 代表取締役
- ④ ツルヤ交通株式会社 代表取締役
- ⑤ 長谷川タクシー有限公司 常務取締役
- ⑥ 第三交通株式会社 代表取締役
- ⑦ 埼玉県個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

- ① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
- ② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者
- ③ 交通労連埼玉交通運輸労働組合を代表する者
- ④ 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者

(5) 地域住民

- ① さいたま商工会議所 専務理事
- ② 鴻巣市商工会 会長

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
- ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の**10日**前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等に

より示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半

より示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計11個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)

数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

10 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

埼玉県南西部交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱

改正案	現行
<p style="text-align: center;">埼玉県南西部交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年 3月16日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日 改正 平成26年 ○月 ○日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県南西部交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域<b>及び準特定地域</b>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県南西部交通圏（以下「<b>準</b>特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該<b>準</b>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（<b>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</b>以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<b>準特定</b>地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) <b>準特定</b>地域計画の作成 (2) 次に掲げる<b>準特定</b>地域計画の実施に係る連絡調整 ① <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める<b>準特定</b>地域計画の実施に係る連絡調整</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年11月26日 改正 平成24年 3月16日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県南西部交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整</p>

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
- ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長
- ⑤ 学識経験者(東洋大学 総合情報学部教授 尾崎 晴男)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

- ① 埼玉県知事又はその指名する者
- ② 川越市長又はその指名する者
- ③ 志木市長又はその指名する者
- ④ 鶴ヶ島市長又はその指名する者
- ⑤ 新座市長又はその指名する者
- ⑥ 越生町長又はその指名する者
- ⑦ ときがわ町長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 会長
- ② 朝霞交通有限会社 代表取締役
- ③ 緑交通株式会社 代表取締役
- ④ 株式会社越生タクシー 代表取締役
- ⑤ 株式会社川乗三和 代表取締役
- ⑥ 有限会社小川観光タクシー 代表取締役
- ⑦ 西武ハイヤー株式会社 常務取締役
- ⑧ 埼玉県個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

- ① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
- ② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者
- ③ 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者

(5) 地域住民

- ① 川越商工会議所 専務理事
- ② 朝霞市商工会 副会長
- ③ 社団法人小江戸川越観光協会 会長

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
- ② 埼玉県警察本部 交通部 交通規制課長
- ③ 埼玉県警察本部 交通部 交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
    - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
  - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
    - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。  
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

- 10 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 埼玉県南東部交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱

改正案	現行
<p>埼玉県南東部交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成22年5月27日 改正 平成24年3月16日 改正 平成25年5月16日 改正 平成26年1月24日 改正 <b>平成26年〇月〇〇日</b></p>	<p>埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成22年5月27日 改正 平成24年3月16日 改正 平成25年5月16日 改正 平成26年1月24日</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県南東部交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域<b>及び準特定地域</b>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県南東部交通圏（以下「<b>準</b>特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該<b>準</b>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（<b>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</b>以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<b>準特定</b>地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) <b>準特定</b>地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる<b>準特定</b>地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県南東部交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p>

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) その他協議会が必要と認める者

① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長

② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成28年3月31日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

① 埼玉県知事又はその指名する者

② 春日部市長又はその指名する者

③ 越谷市長又はその指名する者

④ 草加市長又はその指名する者

⑤ 蓮田市長又はその指名する者

⑥ 八潮市長又はその指名する者

⑦ 吉川市長又はその指名する者

⑧ 白岡市長又はその指名する者

⑨ 杉戸町長又はその指名する者

⑩ 松伏町長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 会長

② 太平交通株式会社 代表取締役

③ 飛鳥交通春日部株式会社 代表取締役

④ 協栄交通有限会社 代表取締役

⑤ 松伏交通有限会社 代表取締役

⑥ 幸手タクシー有限会社 代表取締役

⑦ 埼玉県個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者

② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者

③ 交通労連埼玉交通運輸労働組合を代表する者

④ 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者

(5) 地域住民

① 春日部商工会議所 専務理事

② 杉戸町商工会 会長

(6) その他協議会が必要と認める者

① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長

② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長

- ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長
- ⑤ 学識経験者（東洋大学 総合情報学部教授 尾崎 晴男）

- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であ

- ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

- 2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成28年3月31日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成28年3月31日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計18個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数で

ること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

あること。

- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

- 10 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 埼玉県県北交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱

改正案	現行
<p>埼玉県県北交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年10月28日 改正 平成21年11月19日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日 改正 平成26年 ○月○○日</p>	<p>埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年10月28日 改正 平成21年11月19日 改正 平成24年12月20日 改正 平成26年 1月24日</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県県北交通圏タクシー<b>準</b>特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域<b>及び準特定地域</b>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県北交通圏（以下「<b>準</b>特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該<b>準</b>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（<b>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</b>以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<b>準特定</b>地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県北交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p>
<p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) <b>準特定</b>地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる<b>準特定</b>地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② <b>準特定</b>地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p>	<p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p>

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) その他協議会が必要と認める者

① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長

② 埼玉県警察本部 交通部 交通規制課長

③ 埼玉県警察本部 交通部 交通指導課長

④ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 総務部 企画室副課長

⑤ 学識経験者(東洋大学 総合情報学部教授 尾崎 晴男)

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

① 埼玉県知事又はその指名する者

② 加須市長又はその指名する者

③ 行田市長又はその指名する者

④ 熊谷市長又はその指名する者

⑤ 羽生市長又はその指名する者

⑥ 深谷市長又はその指名する者

⑦ 本庄市長又はその指名する者

⑧ 上里町長又はその指名する者

⑨ 寄居町長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 会長

② 昭和タクシー株式会社 代表取締役

③ ミツワ交通株式会社 代表取締役

④ 七福タクシー有限会社 代表取締役

⑤ 本庄タクシー株式会社 代表取締役

(4) 労働組合等

① 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者

② 関東旅客自動車交通労働組合連合会埼玉地方連合会を代表する者

③ 国際十王交通株式会社労働組合を代表する者

(5) 地域住民

① 熊谷商工会議所 専務理事

② 本庄商工会議所 専務理事

③ くまがやぐらしの会 会長

(6) その他協議会が必要と認める者

① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長

② 埼玉県警察本部 交通部 交通規制課長

③ 埼玉県警察本部 交通部 交通指導課長

④ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 総務部 企画室副課長

- 2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

- 2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計18個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議

⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

10 協議会は、地域計画作成後も定期的開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の30日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議

会に諮り定める。

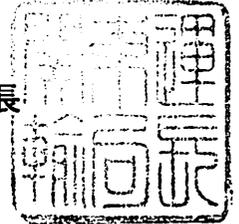
会に諮り定める。



関自旅二第1650号  
平成26年2月6日

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



### 運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

## 県南中央交通圏の運賃の範囲(案)

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円 30 分 3,020 円

#### ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

#### ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

### 2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

### 3. 定額運賃

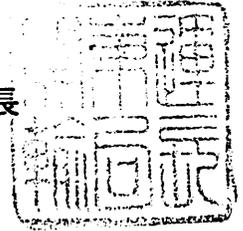
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号  
平成26年2月6日

埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



### 運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

## 県北交通圏の運賃の範囲(案)

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	2,980 円	30 分 2,980 円

#### ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,860 円	30 分 2,860 円

#### ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	316 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	321 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	2,780 円	30 分 2,780 円
下限運賃	670 円	326 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	2,740 円	30 分 2,740 円

### 2. 定額運賃

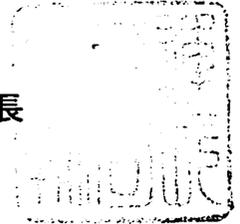
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号  
平成26年2月6日

埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



### 運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

## 県南西部、及び県南東部交通圏の運賃の範囲(案)

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	281 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	285 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円	30 分 3,020 円

#### ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	302 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,900 円	30 分 2,900 円

#### ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m	90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円	30 分 2,780 円

### 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号  
平成26年2月6日

埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

## 県南西部、及び県南東部交通圏の運賃の範囲(案)

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	760 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	750 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	740 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
下限運賃	3,020 円	30 分 3,020 円

#### ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	720 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	710 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
下限運賃	2,900 円	30 分 2,900 円

#### ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
下限運賃	2,780 円	30 分 2,780 円

### 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 埼玉県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,220 円 30 分 3,220 円
B 運賃	780 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,180 円 30 分 3,180 円
C 運賃	770 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,140 円 30 分 3,140 円
D 運賃	760 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,100 円 30 分 3,100 円
E 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
F 運賃	740 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
G 運賃	730 円	300 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
下限運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,940 円 30 分 2,940 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,060 円 30 分 3,060 円
B 運賃	740 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
C 運賃	730 円	300 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
D 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
E 運賃	710 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
F 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
下限運賃	690 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,820 円 30 分 2,820 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	A (上限運賃)	2,900 円 30 分 2,900 円
B 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	B 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
C 運賃	690 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
D 運賃	680 円	324 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	D 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
E 運賃	670 円	329 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	E 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	334 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,700 円 30 分 2,700 円

## 埼玉県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	790 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,220 円 30 分 3,220 円
B 運賃	780 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,180 円 30 分 3,180 円
C 運賃	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,140 円 30 分 3,140 円
D 運賃	760 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,100 円 30 分 3,100 円
E 運賃	750 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
F 運賃	740 円	292 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
G 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
H 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	H 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
下限運賃	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

### 2. 大型車

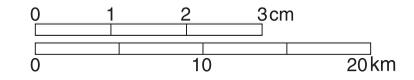
	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	750 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,060 円 30 分 3,060 円
B 運賃	740 円	292 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
C 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
D 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
E 運賃	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
F 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
G 運賃	690 円	317 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	322 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	A (上限運賃)	2,900 円 30 分 2,900 円
B 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	B 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
C 運賃	690 円	317 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
D 運賃	680 円	322 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	D 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
E 運賃	670 円	326 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	E 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
F 運賃	660 円	331 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,700 円 30 分 2,700 円
下限運賃	650 円	336 m 90 円	2 分 5 秒 90 円	下限運賃	2,660 円 30 分 2,660 円

# 埼玉県

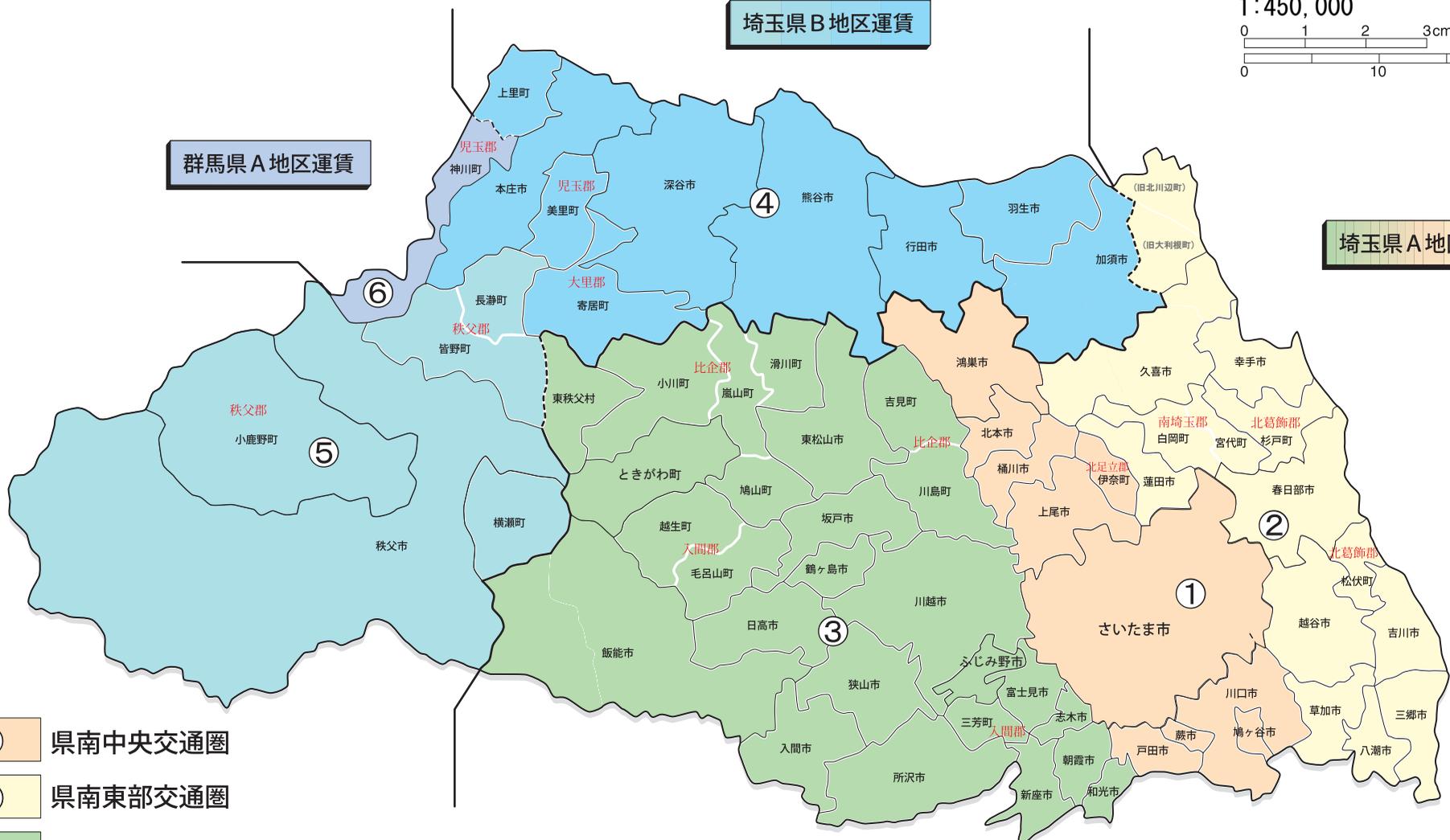
1:450,000



埼玉県B地区運賃

群馬県A地区運賃

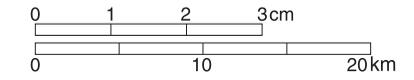
埼玉県A地区運賃



- ① 県南中央交通圏
- ② 県南東部交通圏
- ③ 県南西部交通圏
- ④ 県北交通圏
- ⑤ 秩父交通圏
- ⑥ 群馬県及び埼玉県 中・西毛交通圏

# 埼玉県

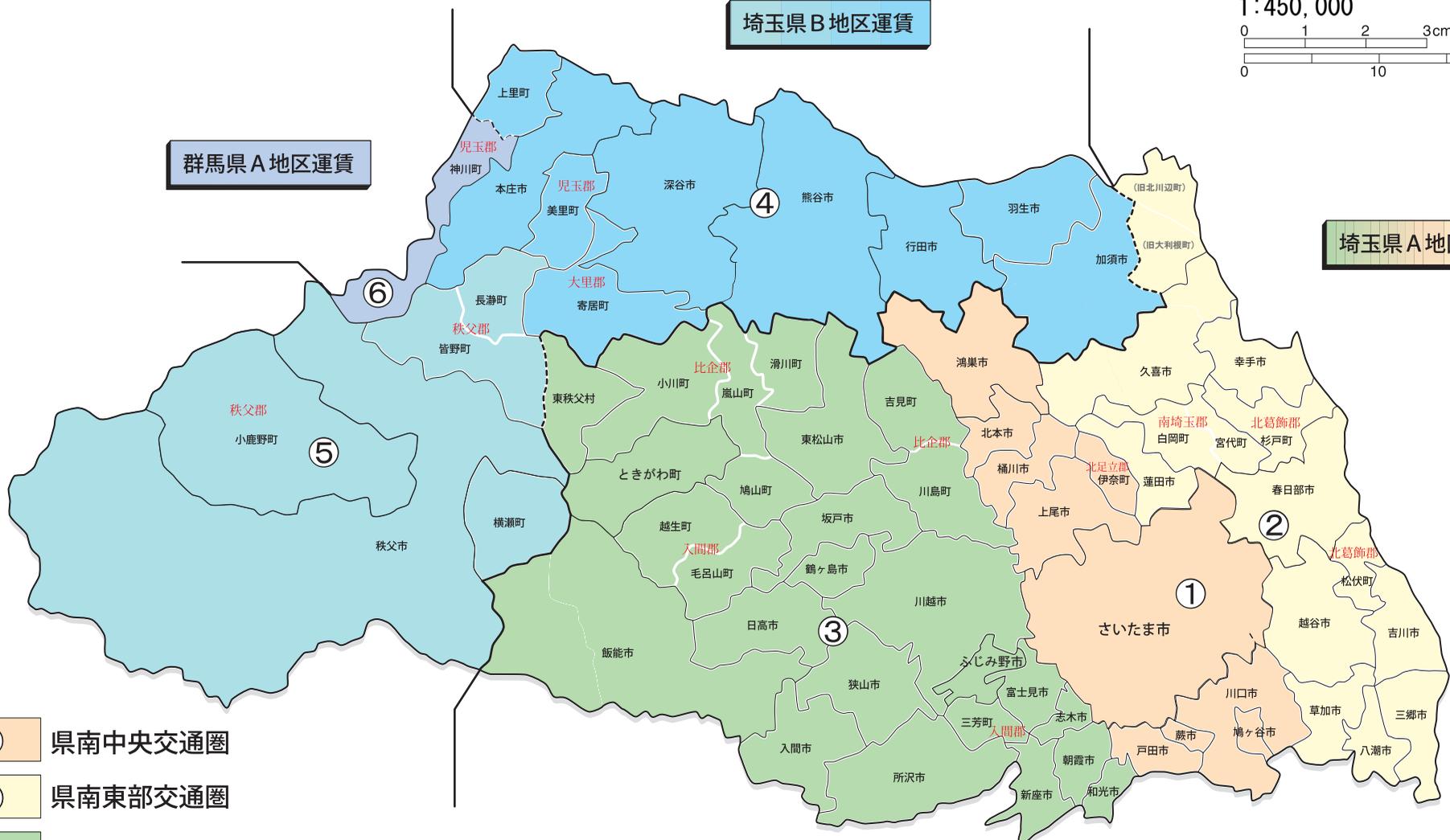
1:450,000



埼玉県B地区運賃

群馬県A地区運賃

埼玉県A地区運賃



- ① 県南中央交通圏
- ② 県南東部交通圏
- ③ 県南西部交通圏
- ④ 県北交通圏
- ⑤ 秩父交通圏
- ⑥ 群馬県及び埼玉県 中・西毛交通圏

## 埼玉県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,220 円 30 分 3,220 円
B 運賃	780 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,180 円 30 分 3,180 円
C 運賃	770 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,140 円 30 分 3,140 円
D 運賃	760 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,100 円 30 分 3,100 円
E 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
F 運賃	740 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
G 運賃	730 円	300 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
下限運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,940 円 30 分 2,940 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,060 円 30 分 3,060 円
B 運賃	740 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
C 運賃	730 円	300 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
D 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
E 運賃	710 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
F 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
下限運賃	690 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,820 円 30 分 2,820 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	A (上限運賃)	2,900 円 30 分 2,900 円
B 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	B 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
C 運賃	690 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
D 運賃	680 円	324 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	D 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
E 運賃	670 円	329 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	E 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	334 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,700 円 30 分 2,700 円

## 埼玉県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	790 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,220 円 30 分 3,220 円
B 運賃	780 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,180 円 30 分 3,180 円
C 運賃	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,140 円 30 分 3,140 円
D 運賃	760 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,100 円 30 分 3,100 円
E 運賃	750 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
F 運賃	740 円	292 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
G 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
H 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	H 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
下限運賃	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	750 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,060 円 30 分 3,060 円
B 運賃	740 円	292 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
C 運賃	730 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,980 円 30 分 2,980 円
D 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
E 運賃	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
F 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
G 運賃	690 円	317 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	322 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	A (上限運賃)	2,900 円 30 分 2,900 円
B 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	B 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
C 運賃	690 円	317 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
D 運賃	680 円	322 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	D 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
E 運賃	670 円	326 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	E 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
F 運賃	660 円	331 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,700 円 30 分 2,700 円
下限運賃	650 円	336 m 90 円	2 分 5 秒 90 円	下限運賃	2,660 円 30 分 2,660 円

# タクシー事業の適正化及び活性化に係る 今までの取組について

# I 特定事業計画及び適正化の 進捗状況

# 1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況

平成26年1月31日現在

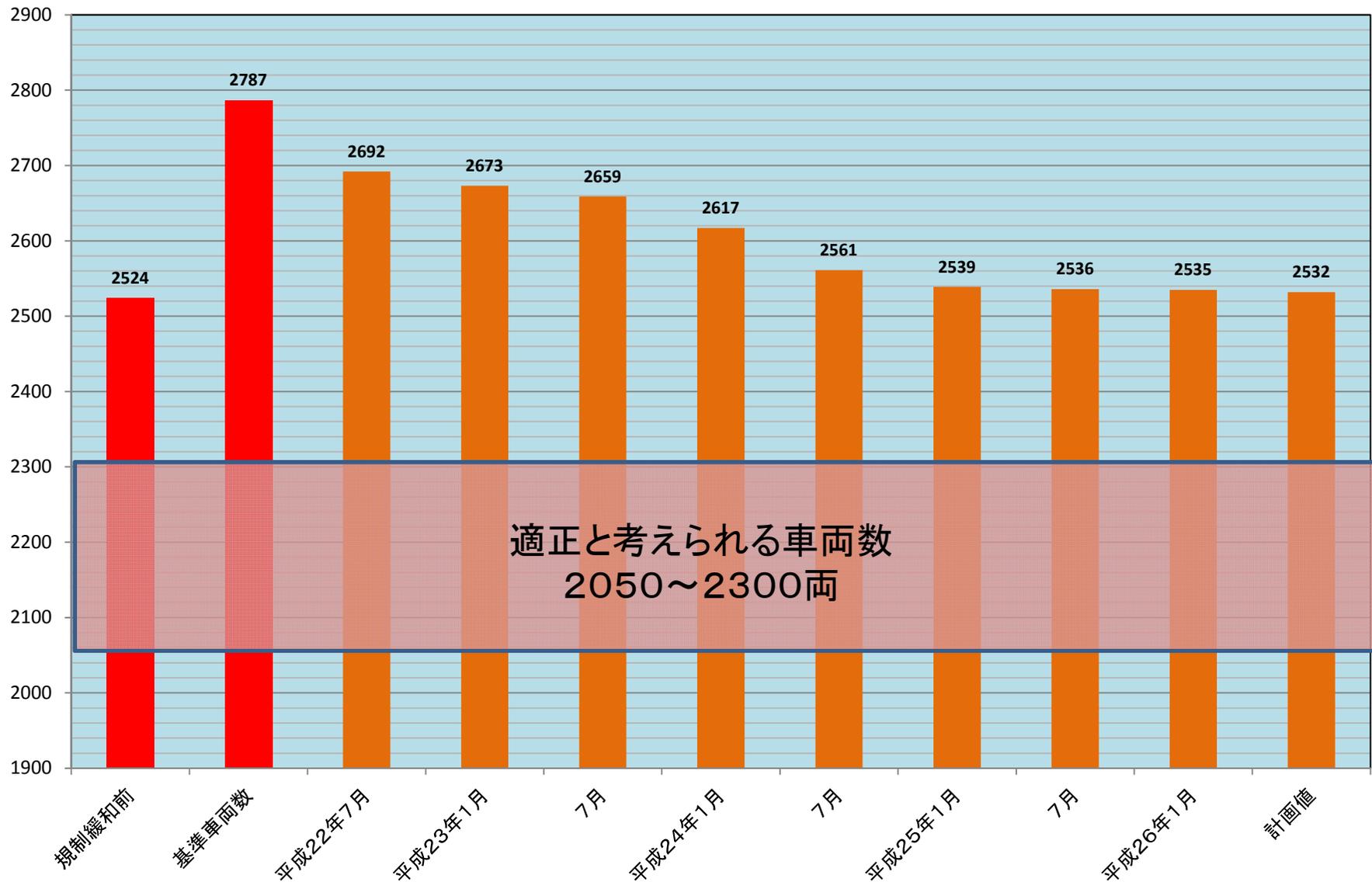
営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー		
		事業者数	申請				認定				事業者数	申請者数	認定事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者	うち事業再構築を定めた者					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
県南中央交通圏	H22.3.26	72	70	42	69	82	70	42	69	81	133	133	133
県南西部交通圏	H22.3.26	57	56	43	41	65	56	43	41	65	35	35	35
県北交通圏	H22.2.22	25	25	17	19	16	25	17	19	15	0	0	0
県南東部交通圏	H22.8.4	48	48	44	103	46	48	44	103	46	30	30	30

営業区域名	基準車両数 ①	現在車両数 ② ※H26.1末	減車数 ②/①	申請された減・休車が すべて実施された場合 の車両数 ③	減車率 ③/①	適正と考えられる車両 数	基準車両数と 適正と考えられる車両数 との 乖離
県南中央交通圏	2,787	2,535	9.1%	2,532	9.1%	2,050~2,300	約17%~約26%
県南西部交通圏	1,735	1,563	9.9%	1,561	10.0%	1,300~1,450	約16%~約25%
県北交通圏	572	450	21.3%	449	21.5%	400~450	約21%~約30%
県南東部交通圏	1489	1323	11.1%	1323	11.1%	1000~1100	約26%~約33%

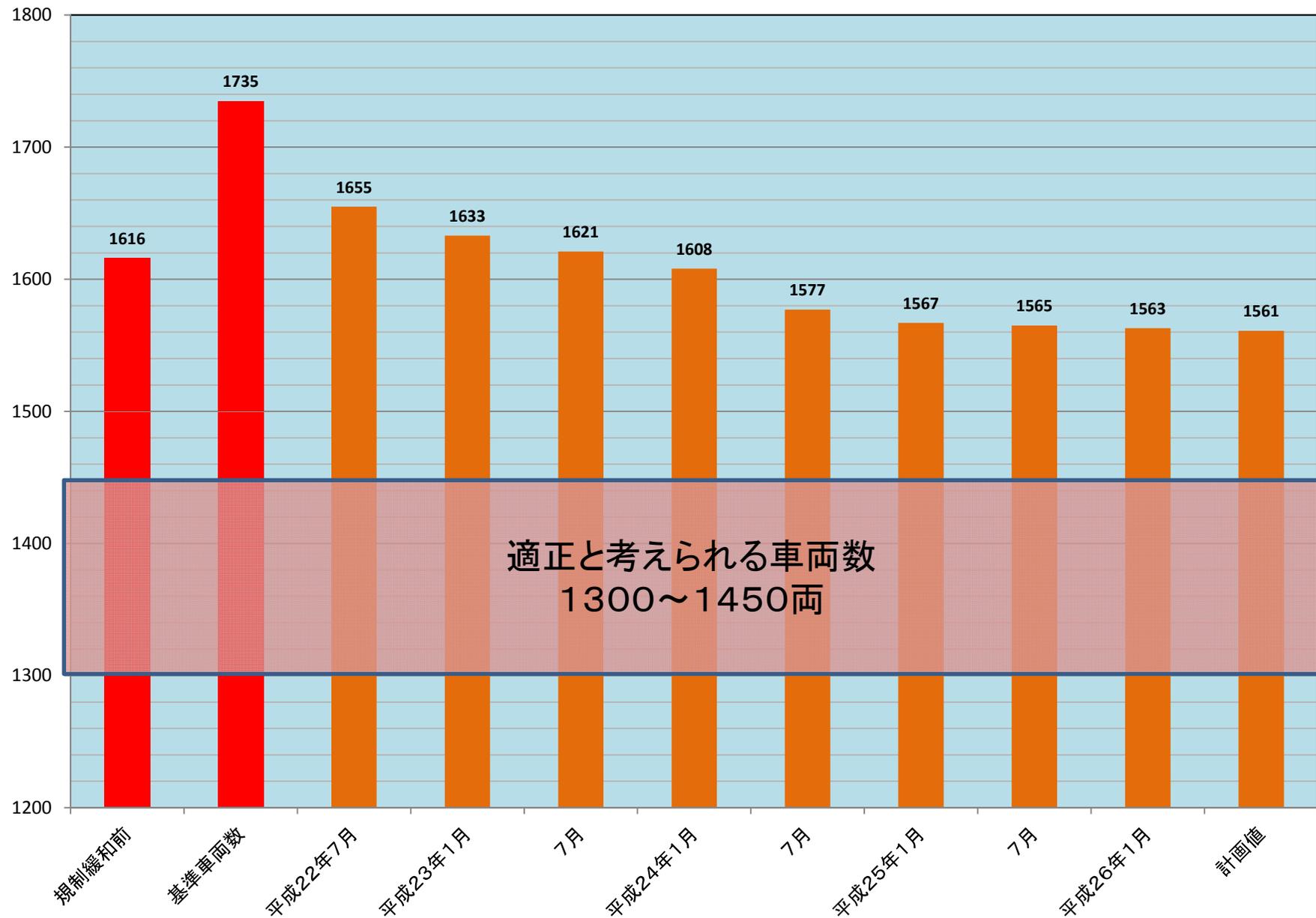
## 2, 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

中央	事業者規模	1~19両 (23)	20~49両 (33)	50~99両 (9)	100両以上 (5)
	基準車両数からの削減率				
	26%以上	1	3		
	17%以上~26%未満				
	17%未満	22	30	9	5
西部	事業者規模	1~19両 (28)	20~49両 (21)	50~99両 (6)	100両以上 (2)
	基準車両数からの削減率				
	25%以上				
	16%以上~25%未満	6	2		
	16%未満	21	19	6	2
東部	事業者規模	1~19両 (19)	20~29両 (11)	30~49両 (11)	50両以上 (8)
	基準車両数からの削減率				
	33%以上	1 (事業廃止)			
	26%以上~33%未満				
	26%未満	18	11	11	8
北部	事業者規模	1~9両 (6)	10~19両 (6)	20~39両 (10)	40両以上 (4)
	基準車両数からの削減率				
	30%以上		1	1 (事業廃止)	1
	21%以上~30%未満				1
	21%未満	6 (ほか1事業者廃止)	5	9	2

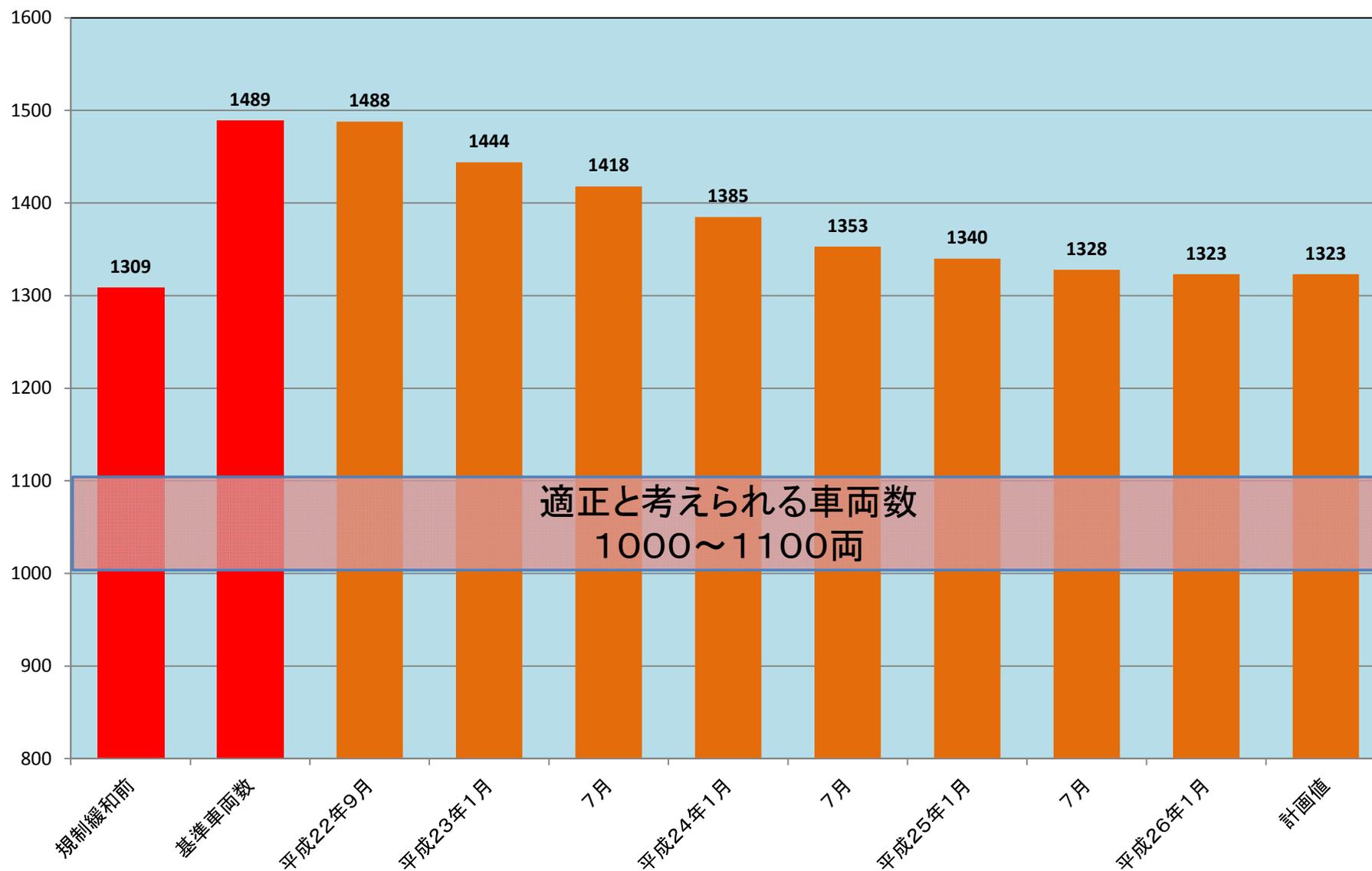
### 3-1. 事業再構築（減・休車）認定後の実施状況（県南中央交通圏）



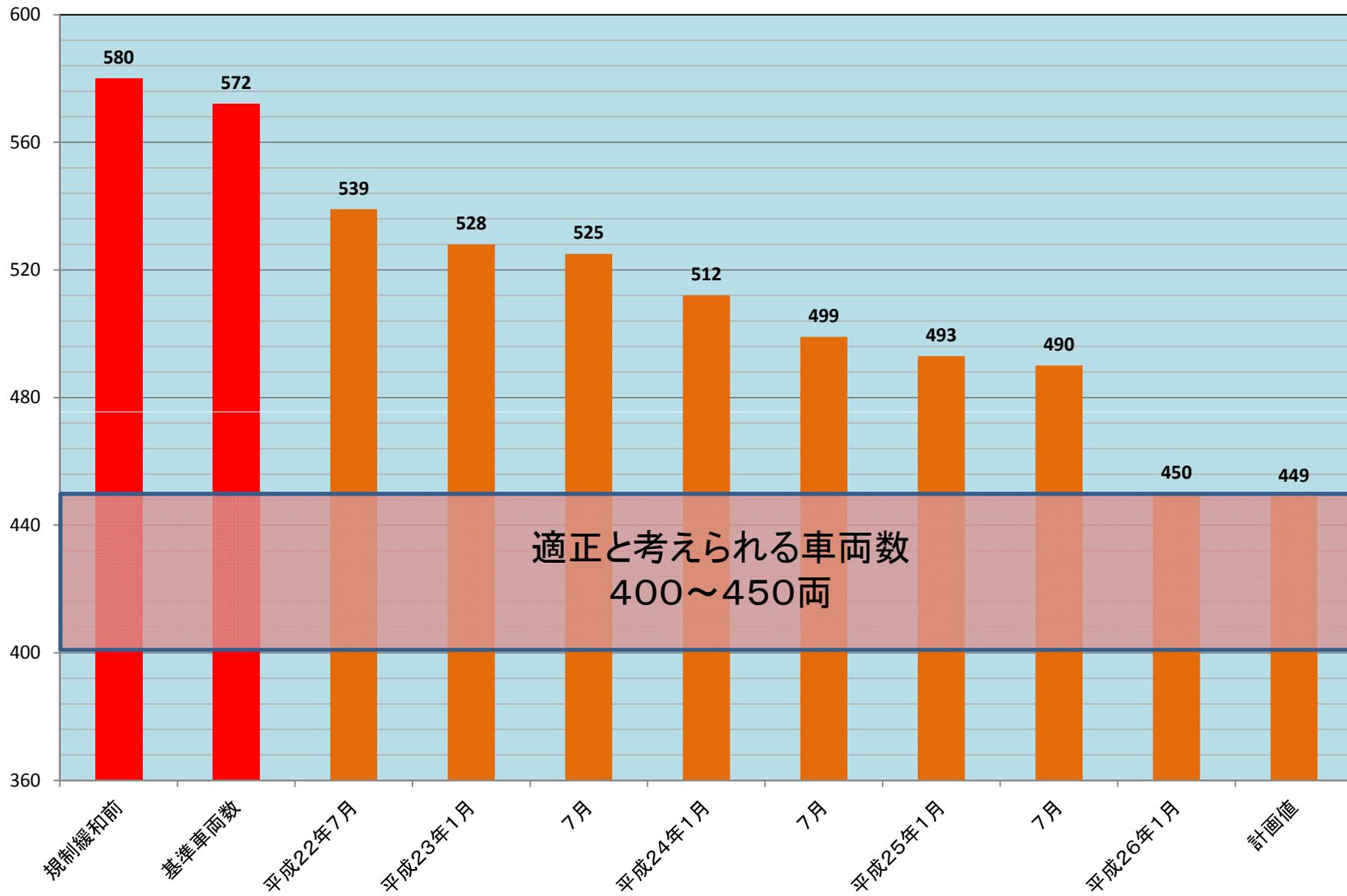
### 3-2. 事業再構築（減・休車）認定後の実施状況（県南西部交通圏）



### 3-3. 事業再構築（減・休車）認定後の実施状況（県南東部交通圏）

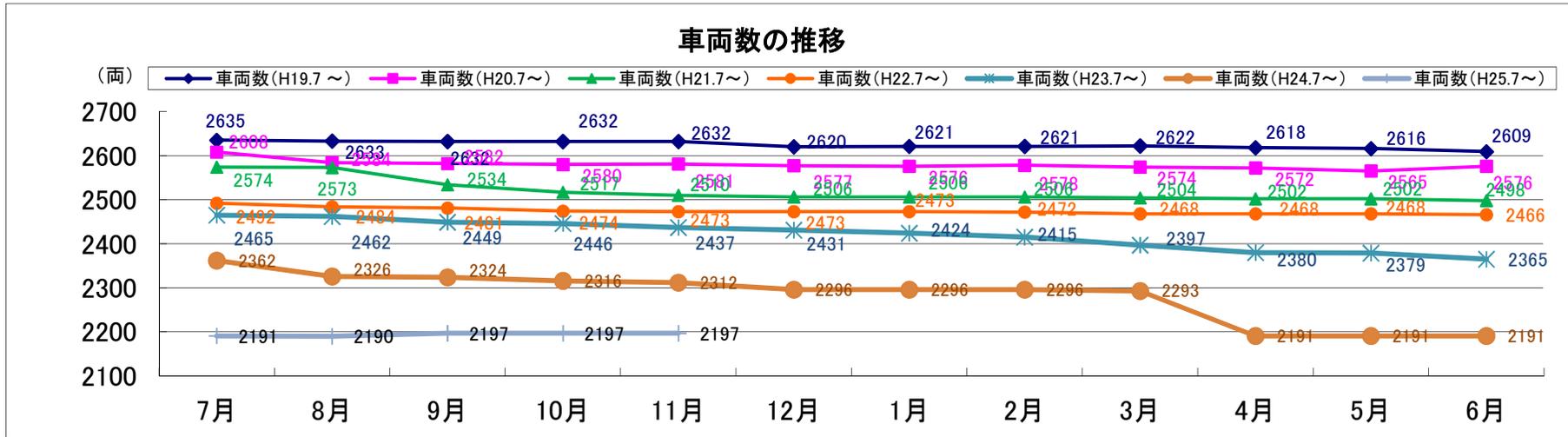


### 3-4. 事業再構築（減・休車）認定後の実施状況（県北交通圏）

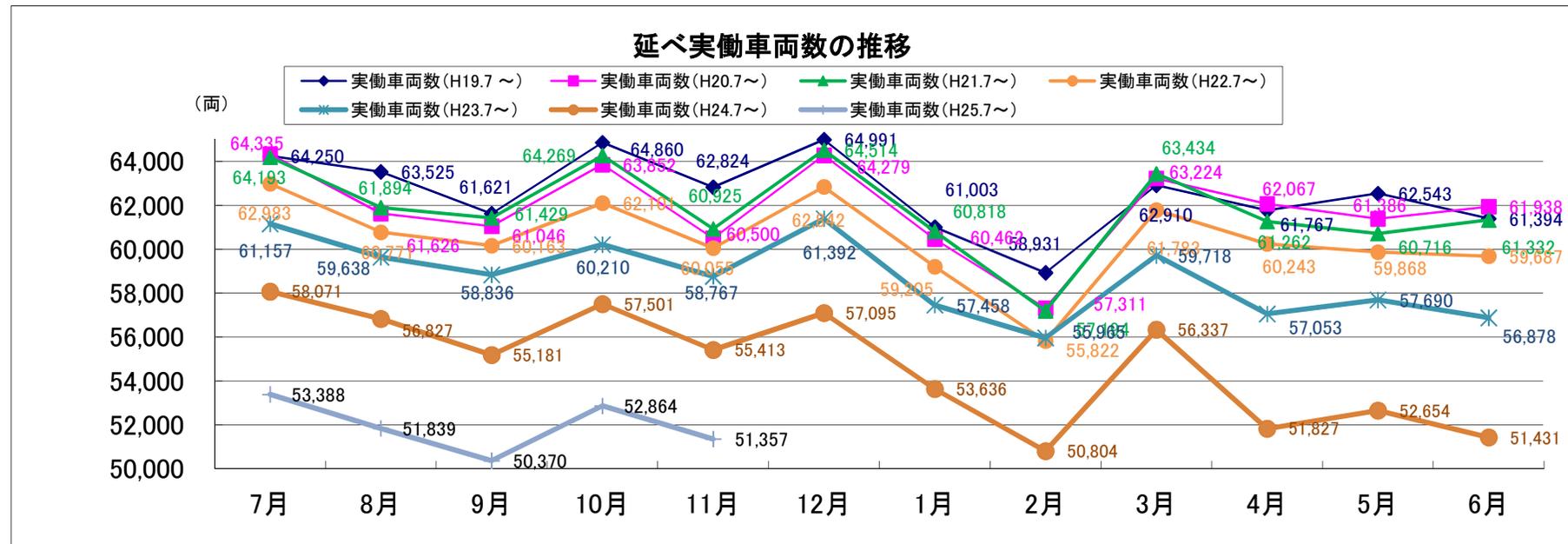


# 4-1. 県南中央交通圏の各指標の比較 (3-1)

## ① 車両数の推移

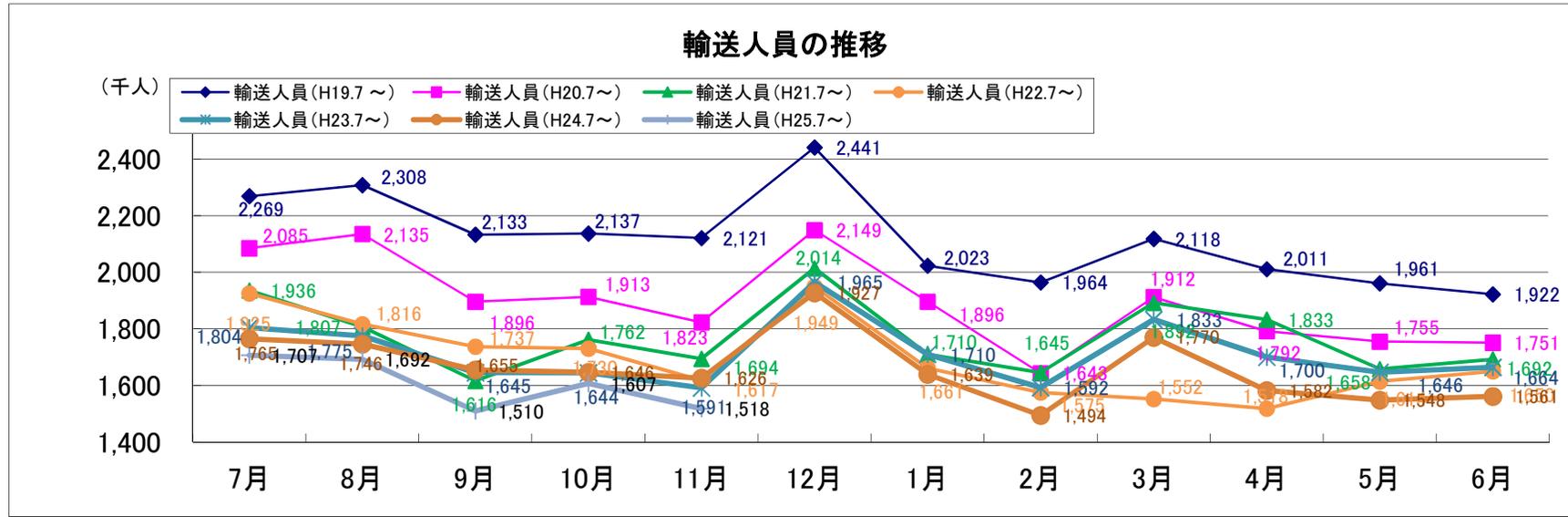


## ② 延べ実働車両数の推移

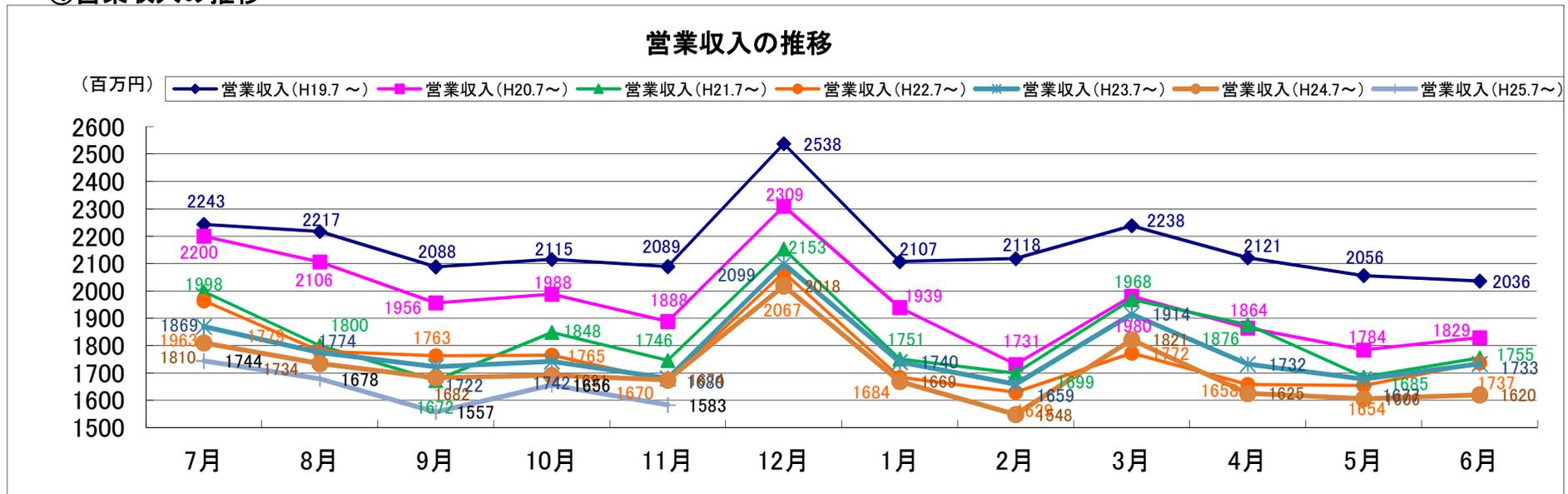


## 4-1. 県南中央交通圏の各指標の比較 (3-2)

### ③ 輸送人員の推移

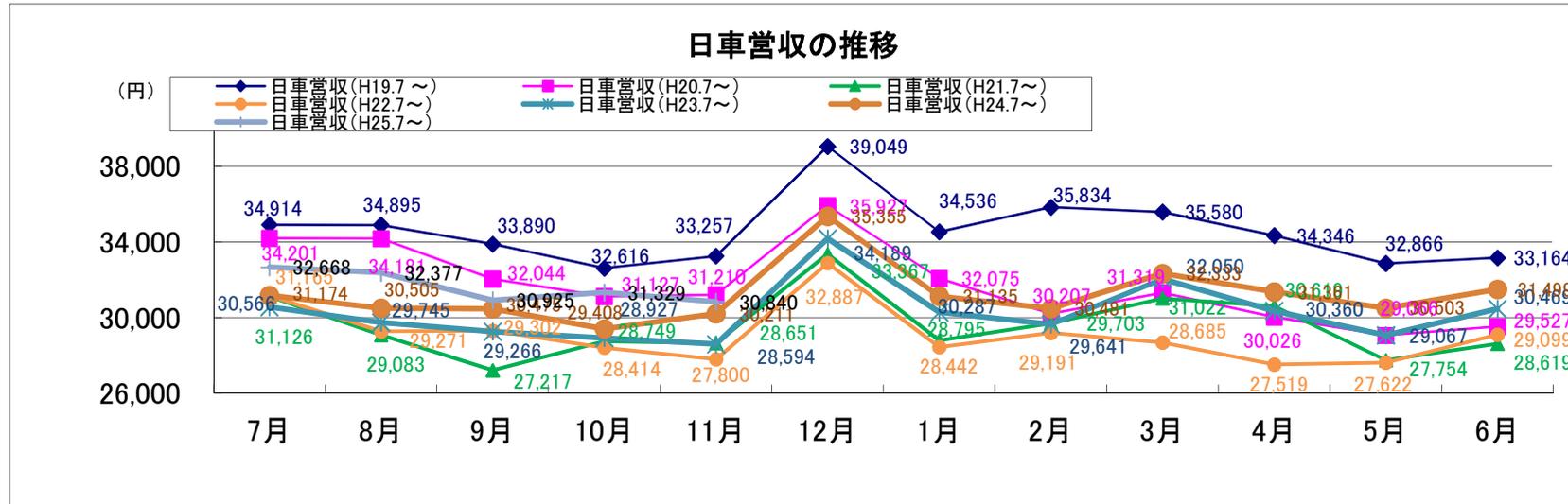


### ④ 営業収入の推移

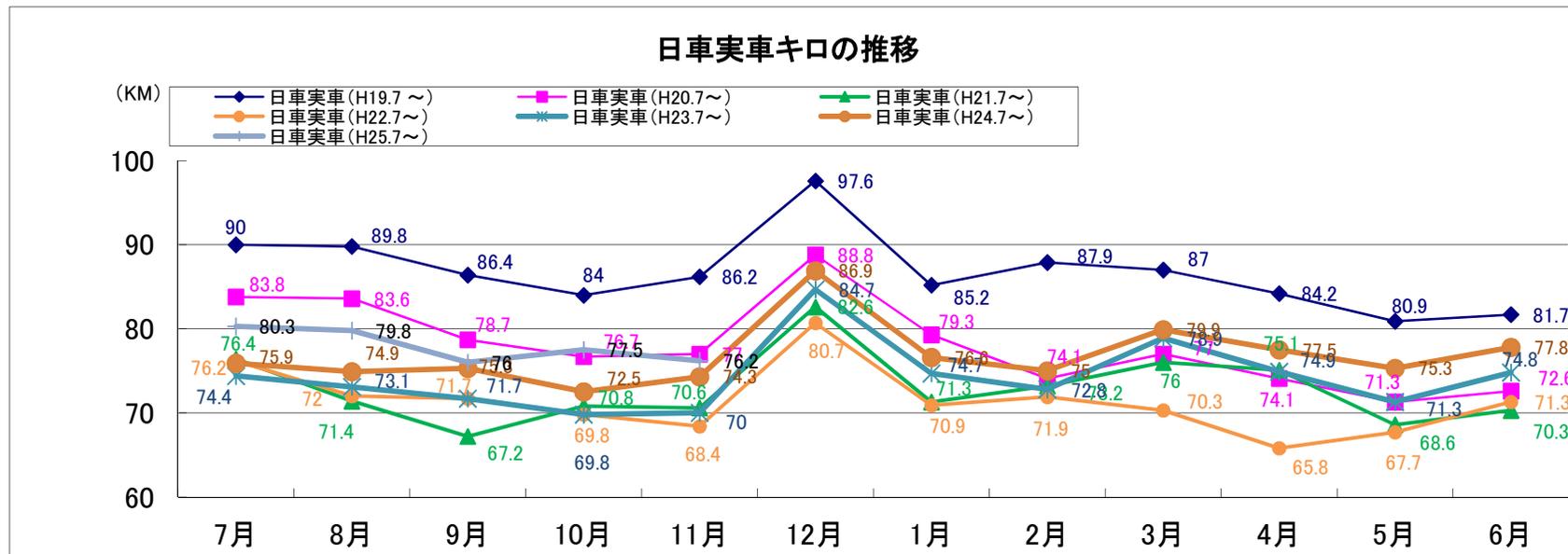


## 4-1. 県南中央交通圏の各指標の比較 (3-3)

### ⑤ 日車營收の推移

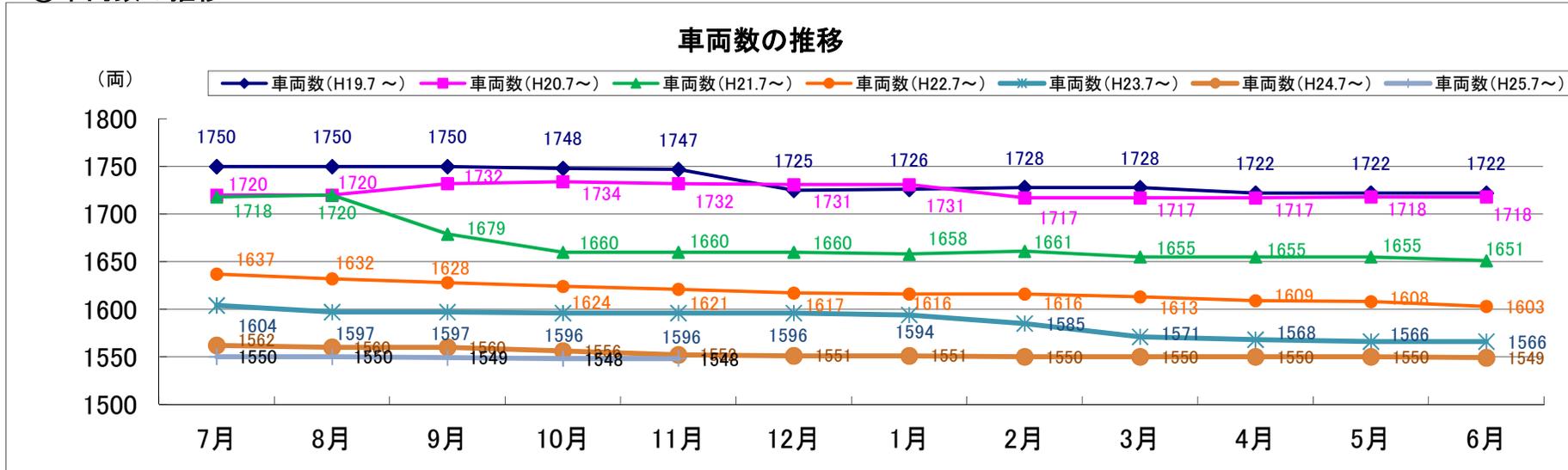


### ⑥ 日車実車キロの推移

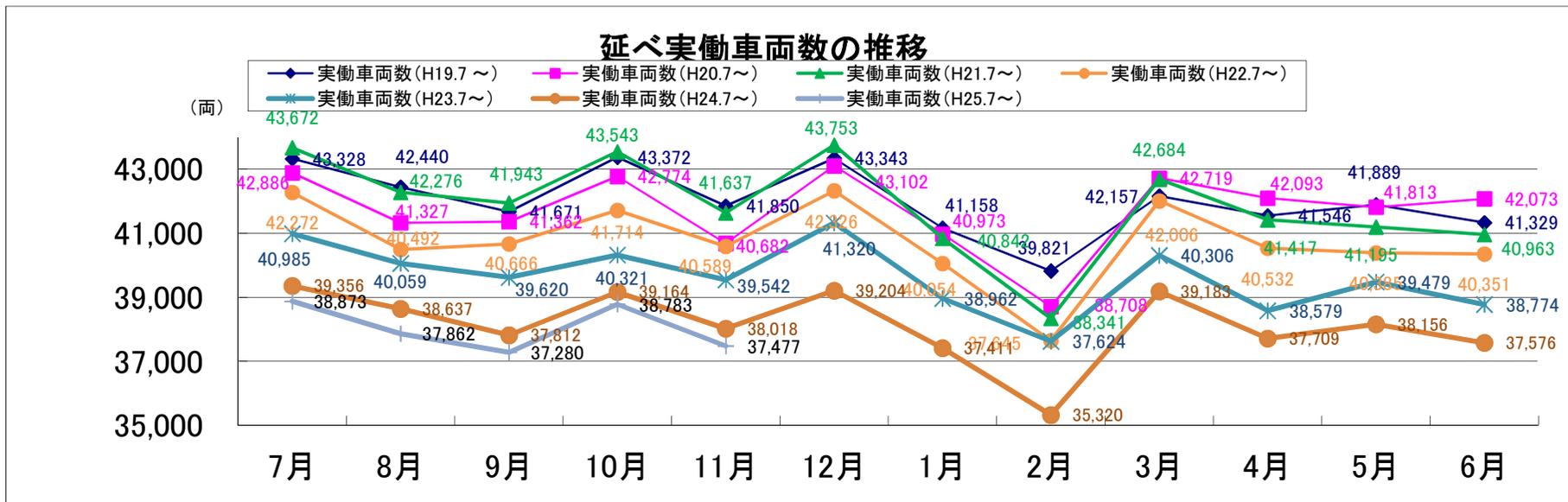


## 4-2. 県南西部交通圏の各指標の比較（3-1）

### ①車両数の推移

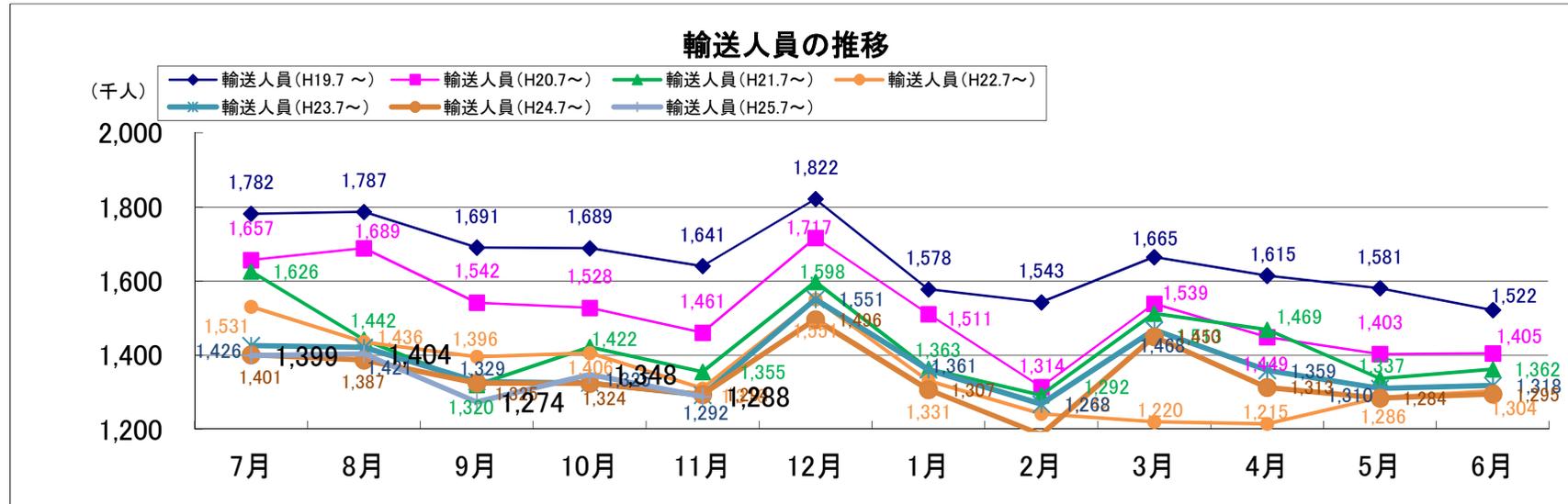


### ②延べ実働車両数の推移

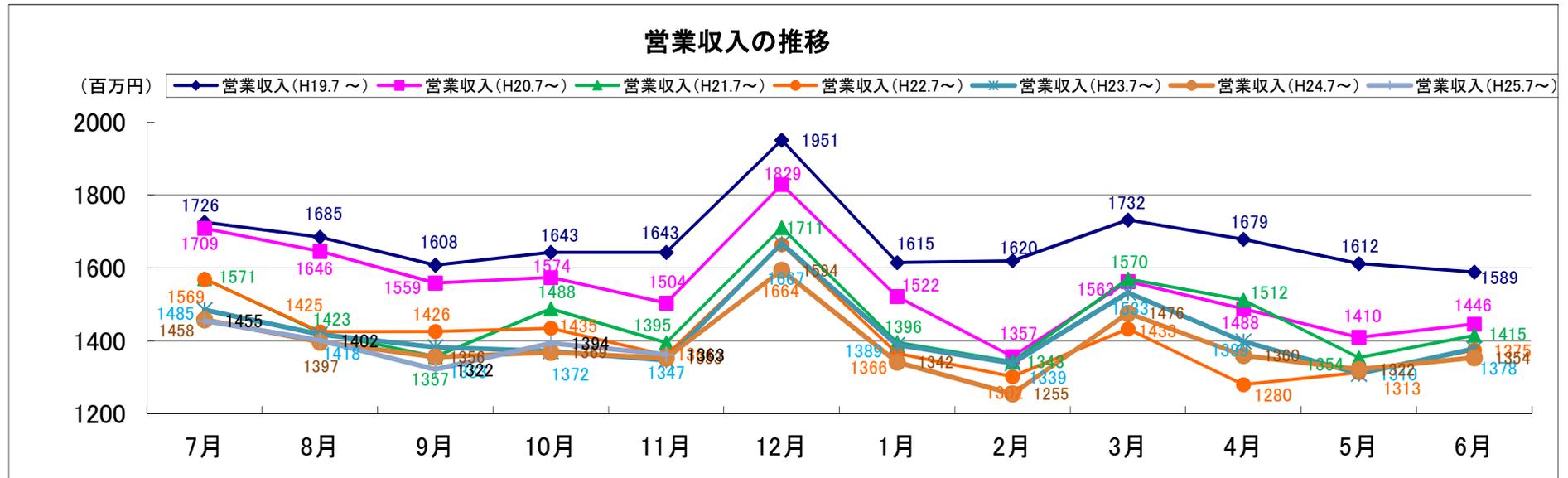


## 4-2. 県南西部交通圏の各指標の比較 (3-2)

### ③ 輸送人員の推移

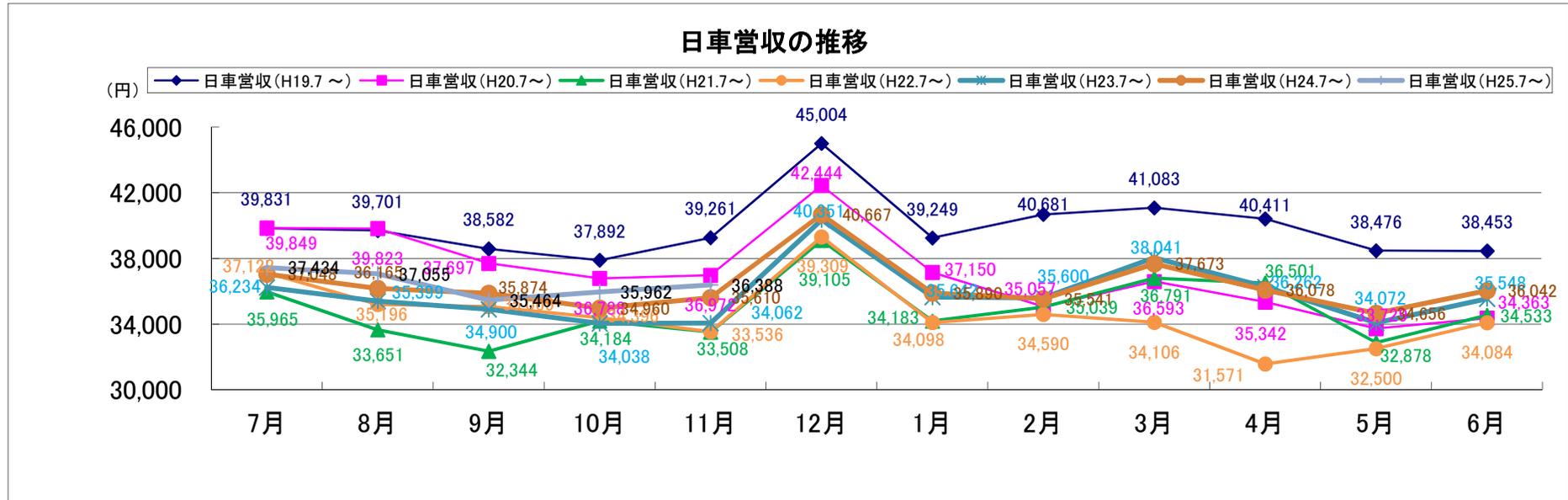


### ④ 営業収入の推移

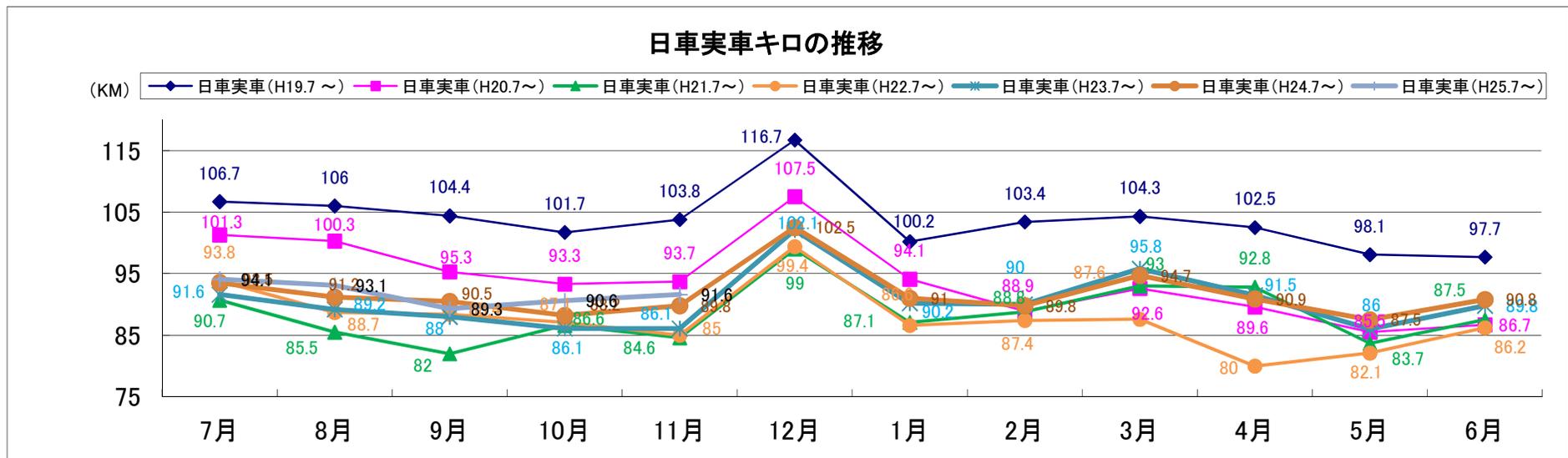


## 4-2. 県南西部交通圏の各指標の比較 (3-3)

### ⑤ 日車營收の推移

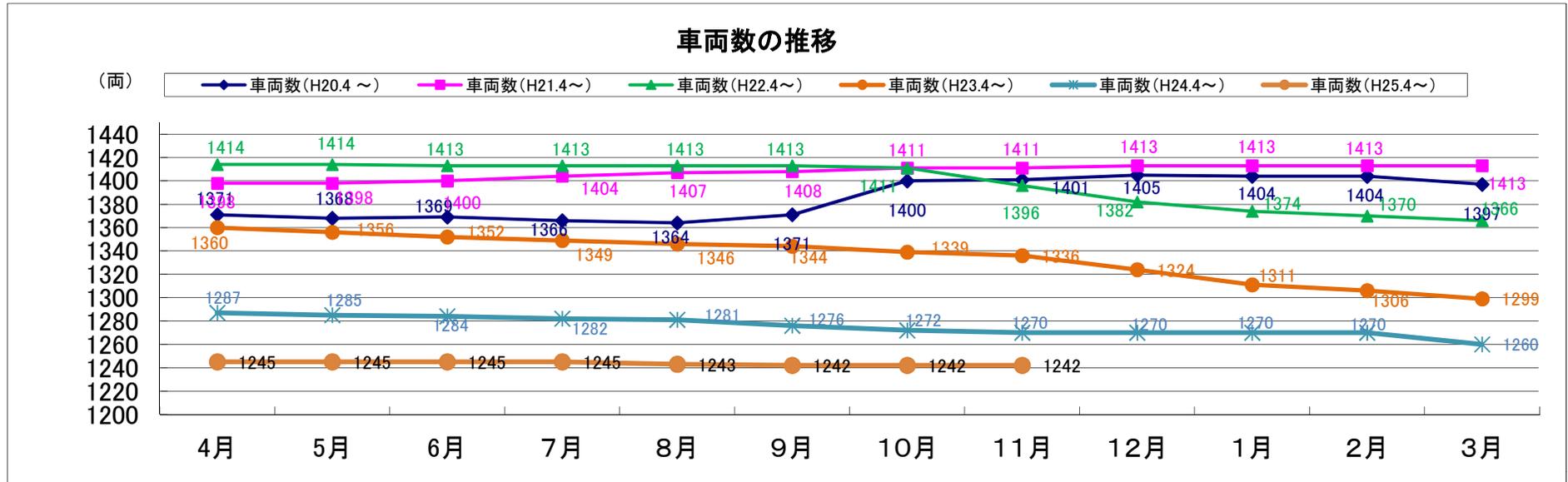


### ⑥ 日車実車キロの推移



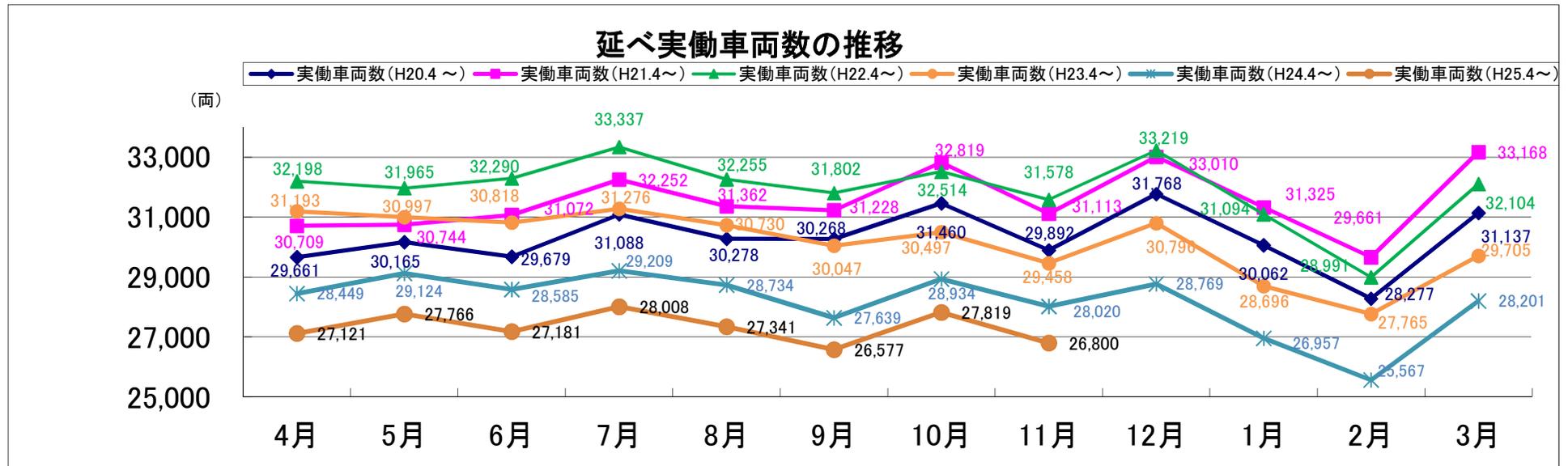
## 4-3. 県南東部交通圏の各指標の比較 (3-1)

### ①車両数の推移



### ②延べ実働車両数の推移

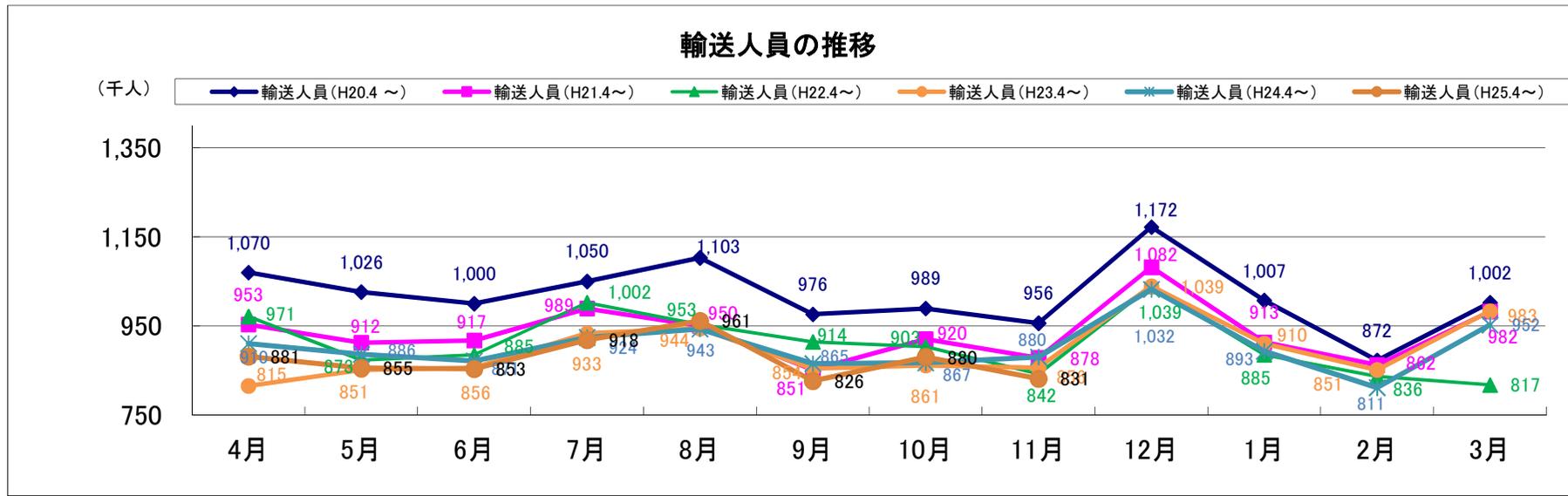
※埼乗協調ベ



※埼乗協調ベ

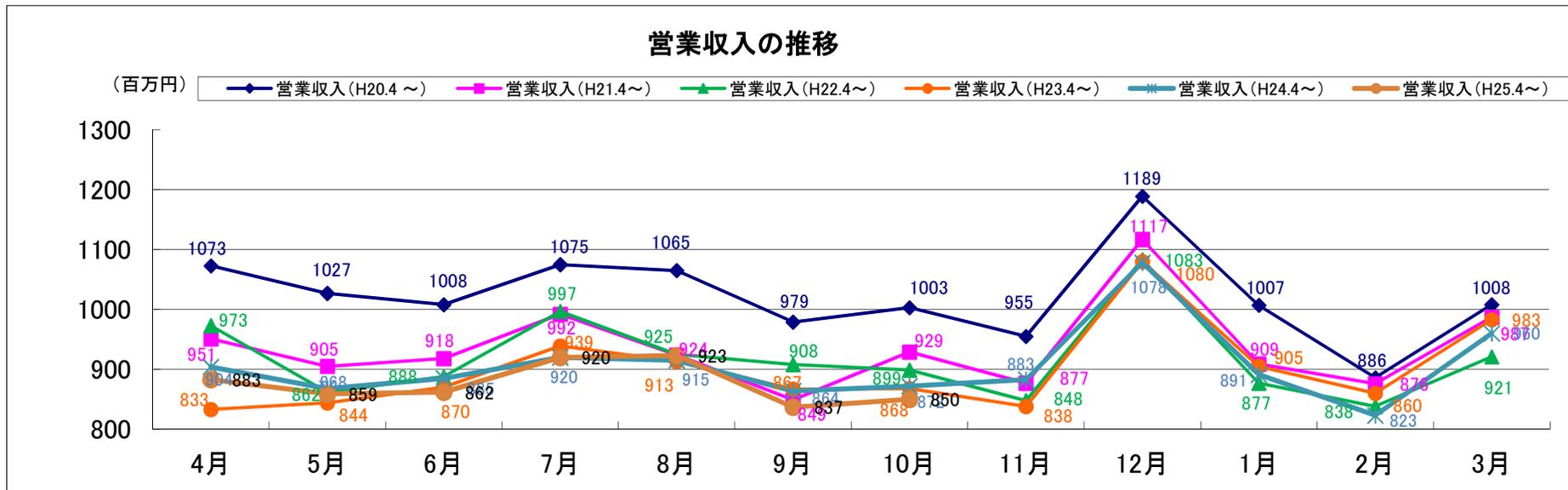
## 4-3. 県南東部交通圏の各指標の比較（3-2）

### ③ 輸送人員の推移



※埼玉協調べ

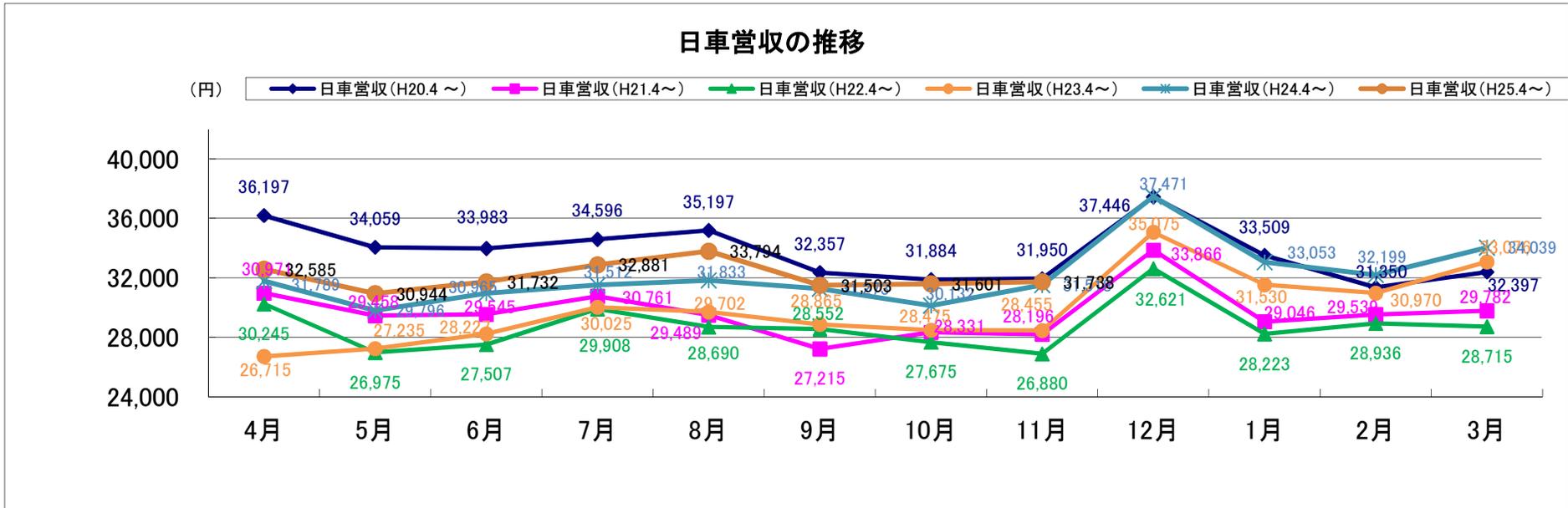
### ④ 営業収入の推移



※埼玉協調べ

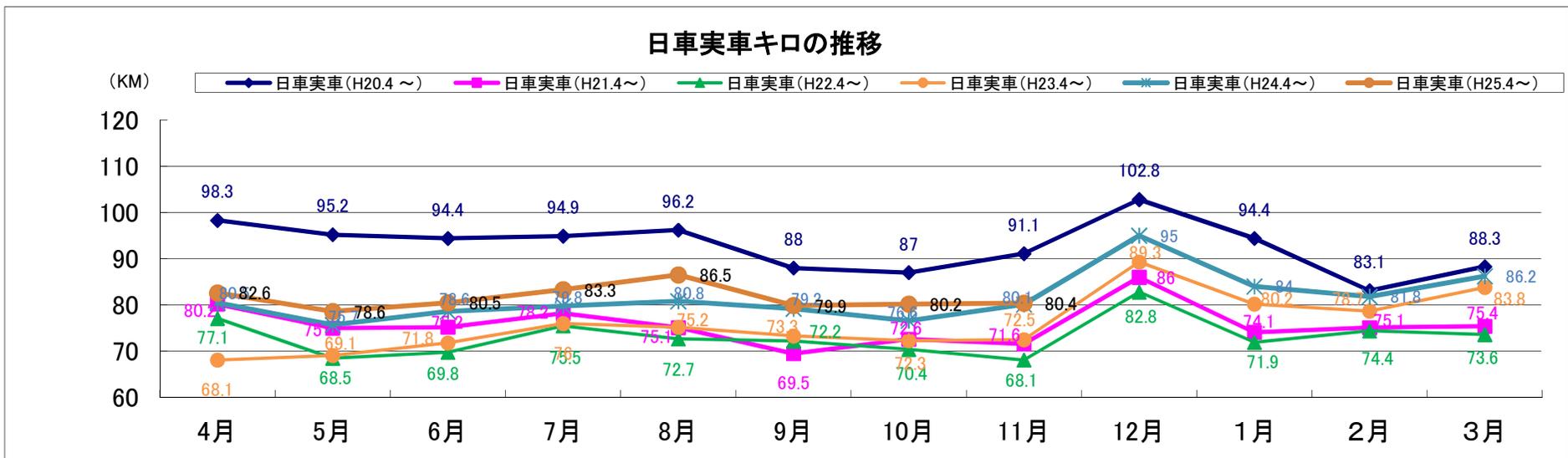
## 4-3. 県南東部交通圏の各指標の比較 (3-3)

### ⑤ 日車營收の推移



### ⑥ 日車実車キロの推移

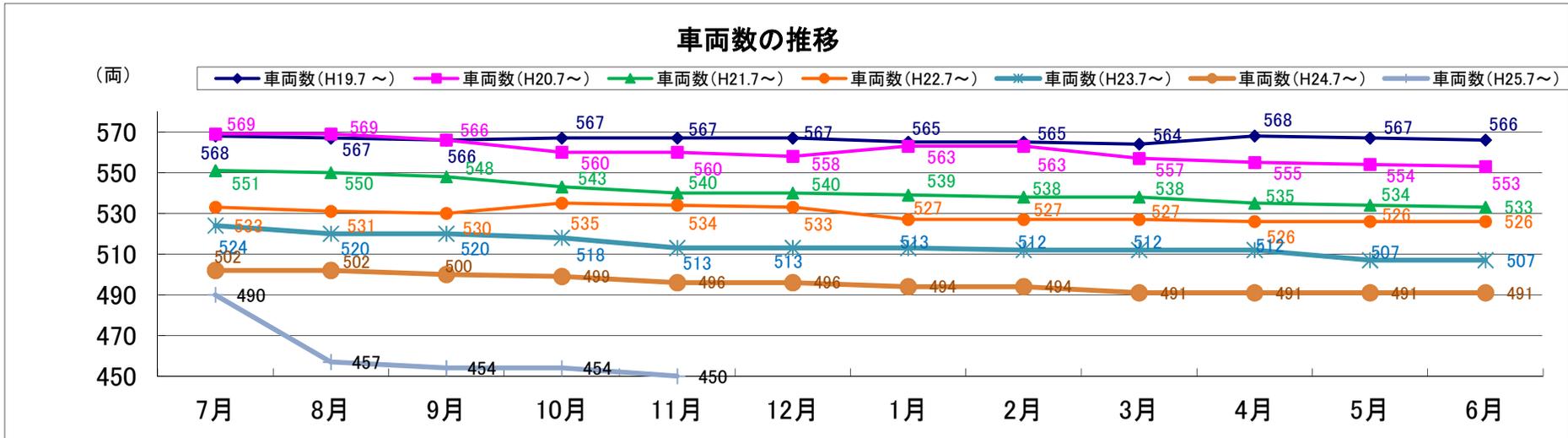
※埼乗調べ



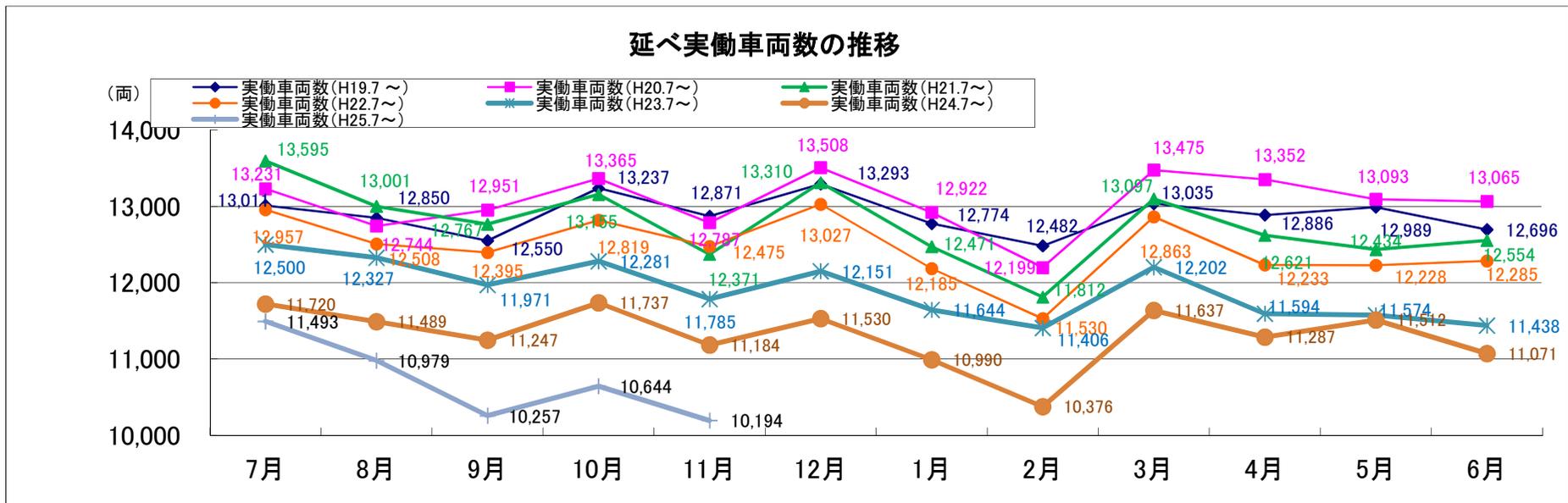
※埼乗調べ

## 4-4. 県北交通圏の各指標の比較（3-1）

### ①車両数の推移

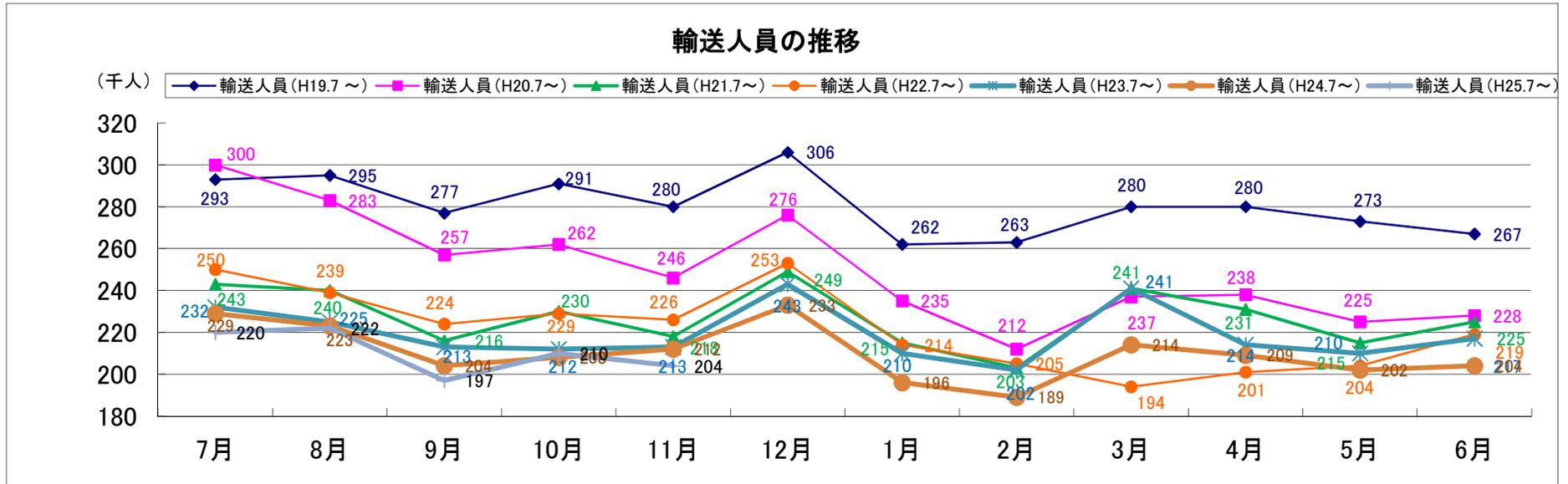


### ②延べ実働車両数の推移

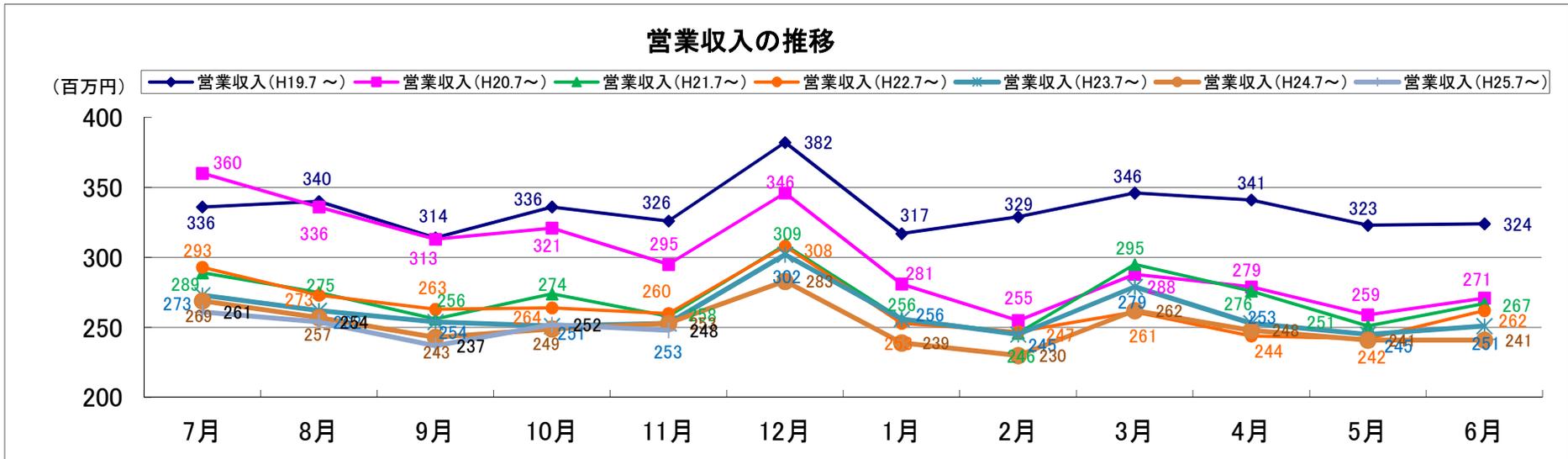


## 4-4. 県北交通圏の各指標の比較（3-2）

### ③ 輸送人員の推移

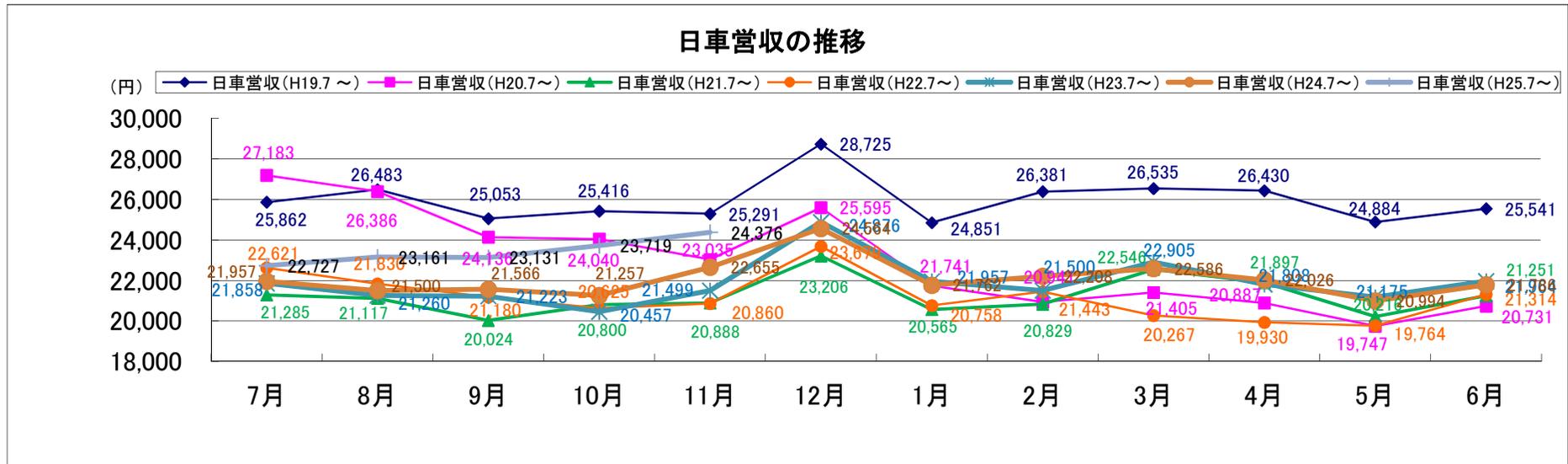


### ④ 営業収入の推移

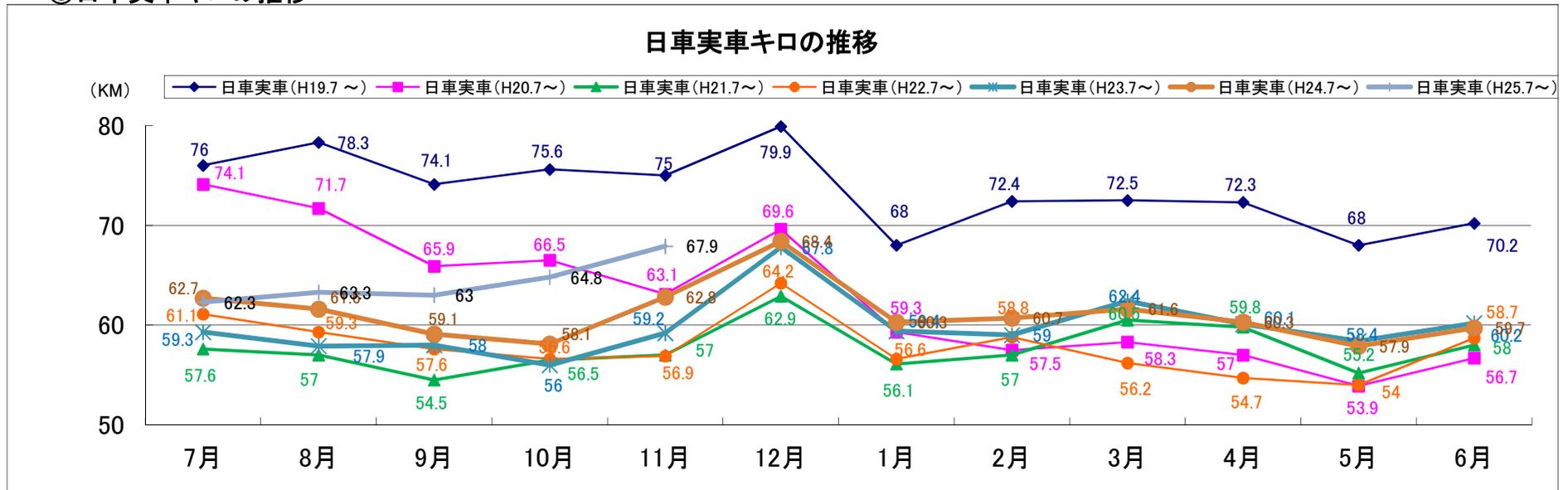


## 4-4. 県北交通圏の各指標の比較 (3-3)

### ⑤ 日車營收の推移



### ⑥ 日車実車キロの推移

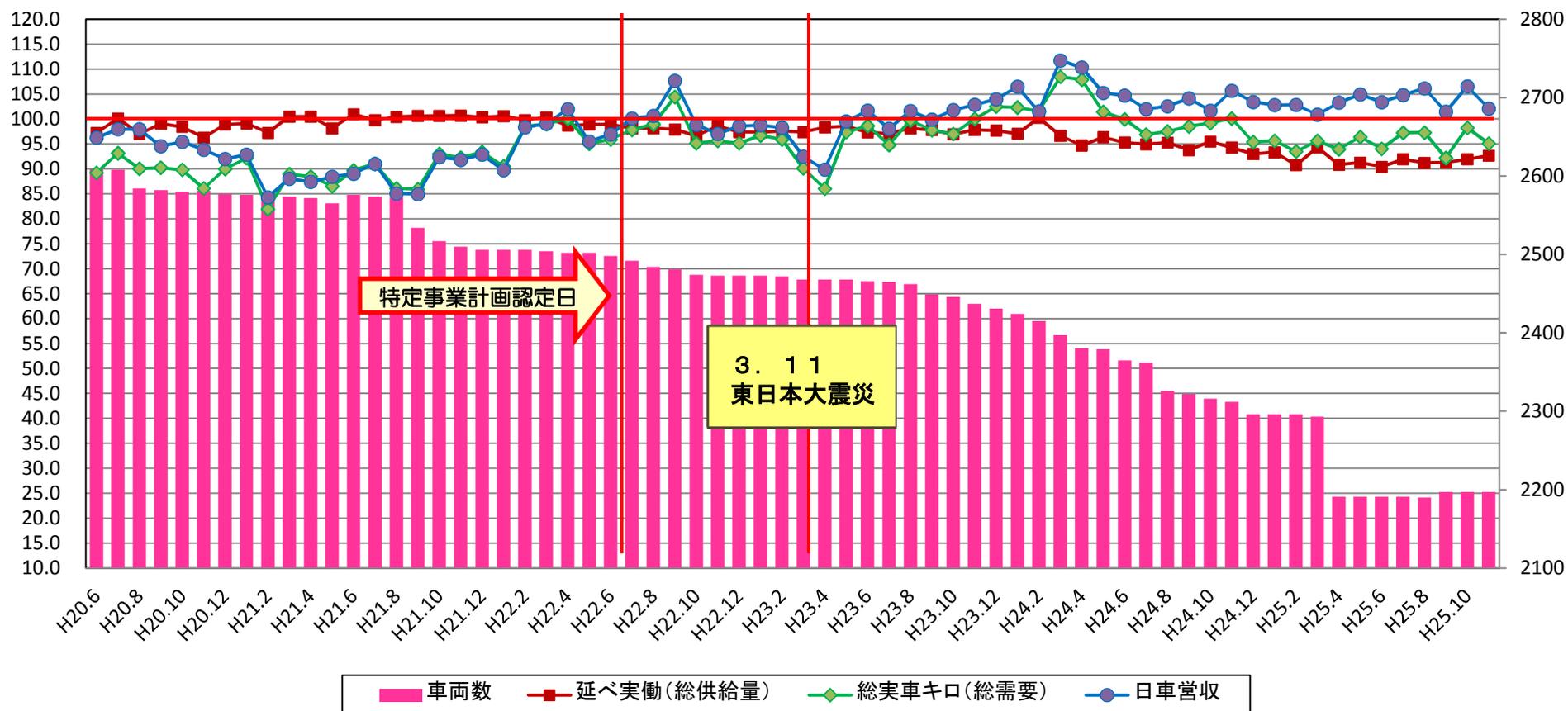


## 5-1. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延べ実働)、日車營收の推移

### 県南中央交通圏

日車營收は、平成23年3月の東日本大震災後は、着実に前年同月比がプラスに転じている。総供給量(延べ実働車両数)が着実に減少しており、供給量の削減が日車營收を下支えしていると考えられる。

### 前年同月比

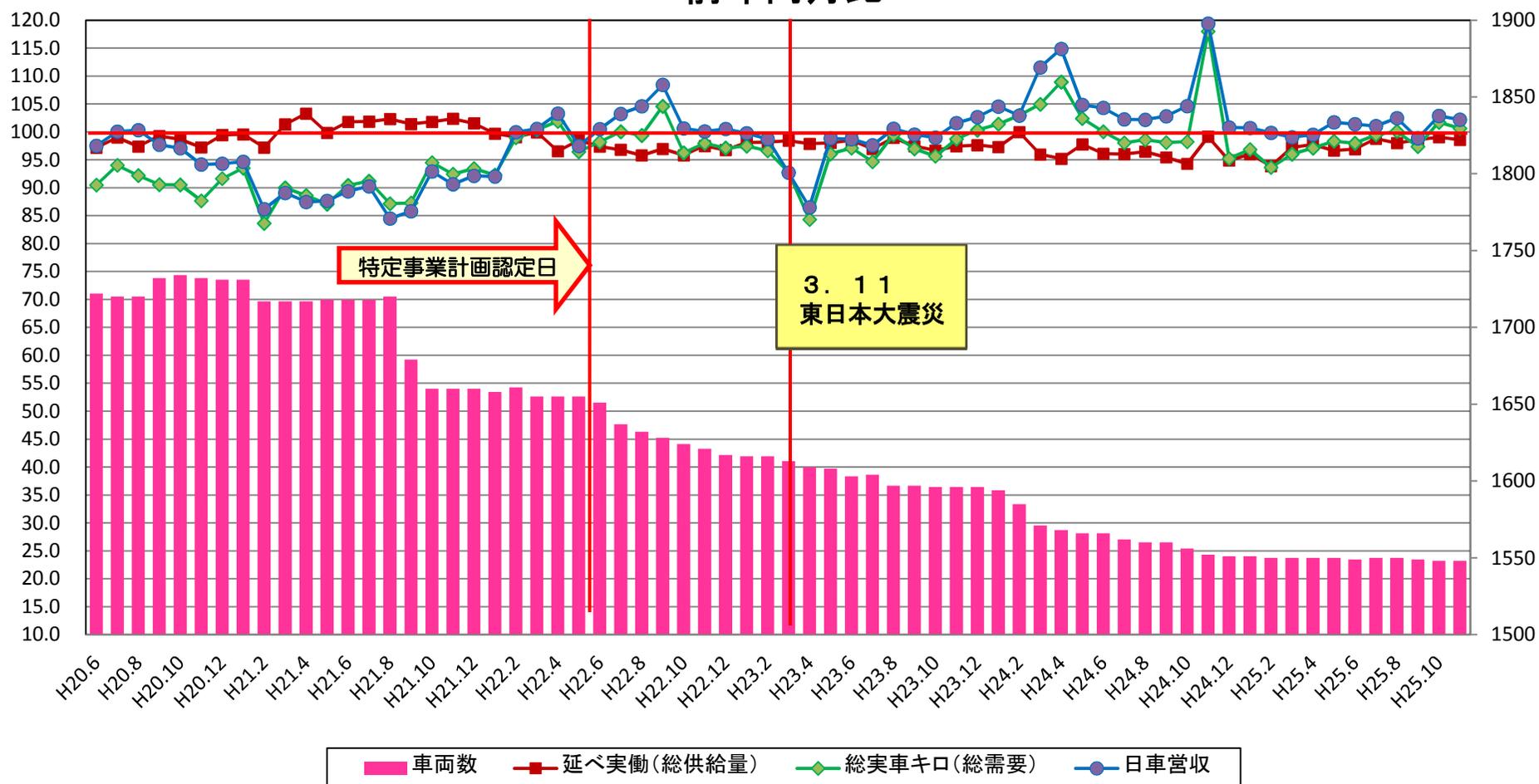


## 5-2. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延べ実働)、日車營收の推移

### 県南西部交通圏

日車營收は、平成23年3月の東日本大震災後は、着実に前年同月比がプラスに転じている。総供給量(延べ実働車両数)が着実に減少しており、供給量の削減が日車營收を下支えしていると考えられる

### 前年同月比

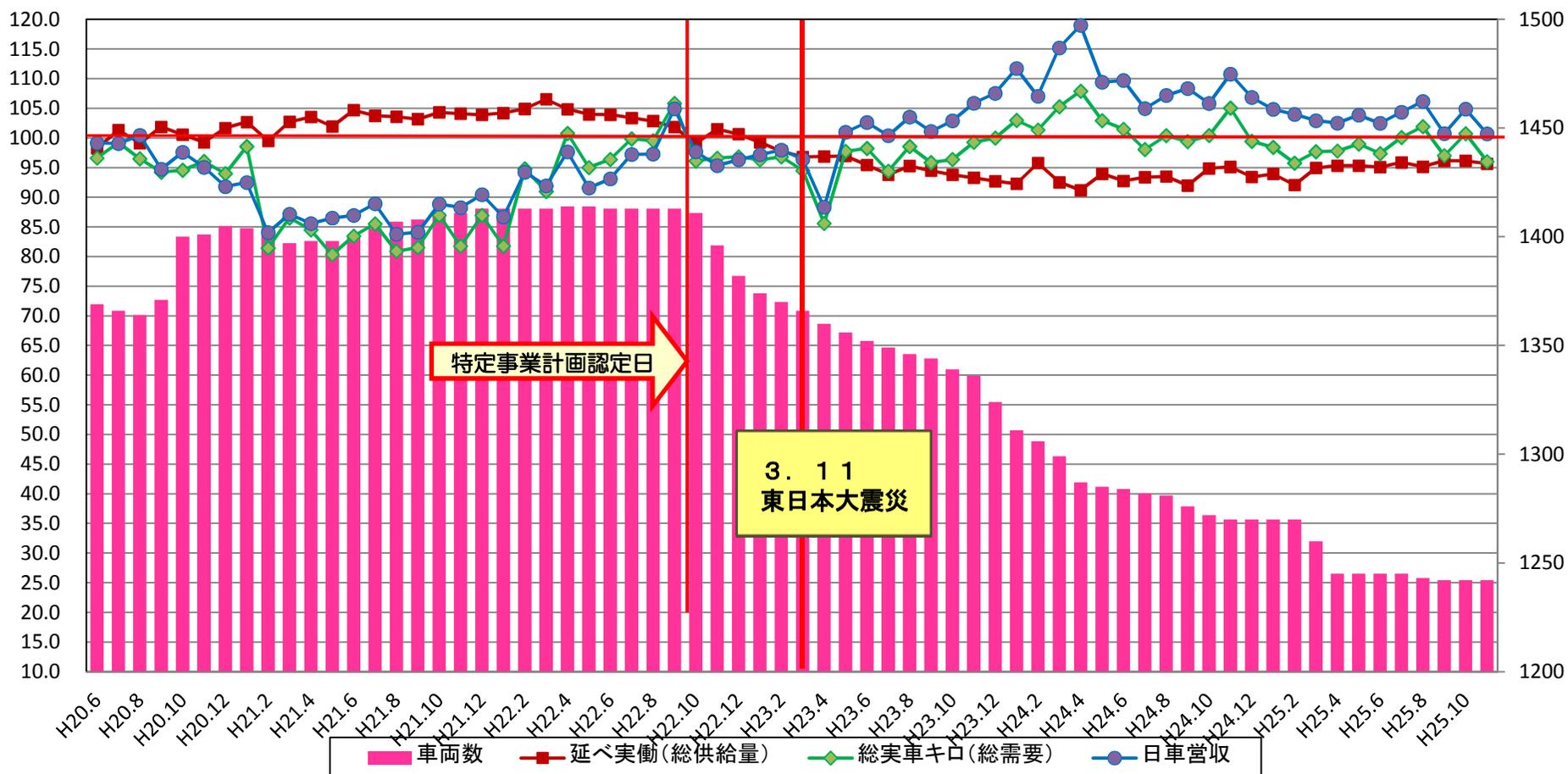


### 5-3. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延べ実働)、日車營收の推移

#### 県南東部交通圏

日車營收は、平成23年3月の東日本大震災後は、傾向として前年同月比がプラスに転じている。総供給量(延べ実働車両数)が着実に減少しており、供給量の削減が日車營收を下支えしていると考えられる。

#### 前年同月比

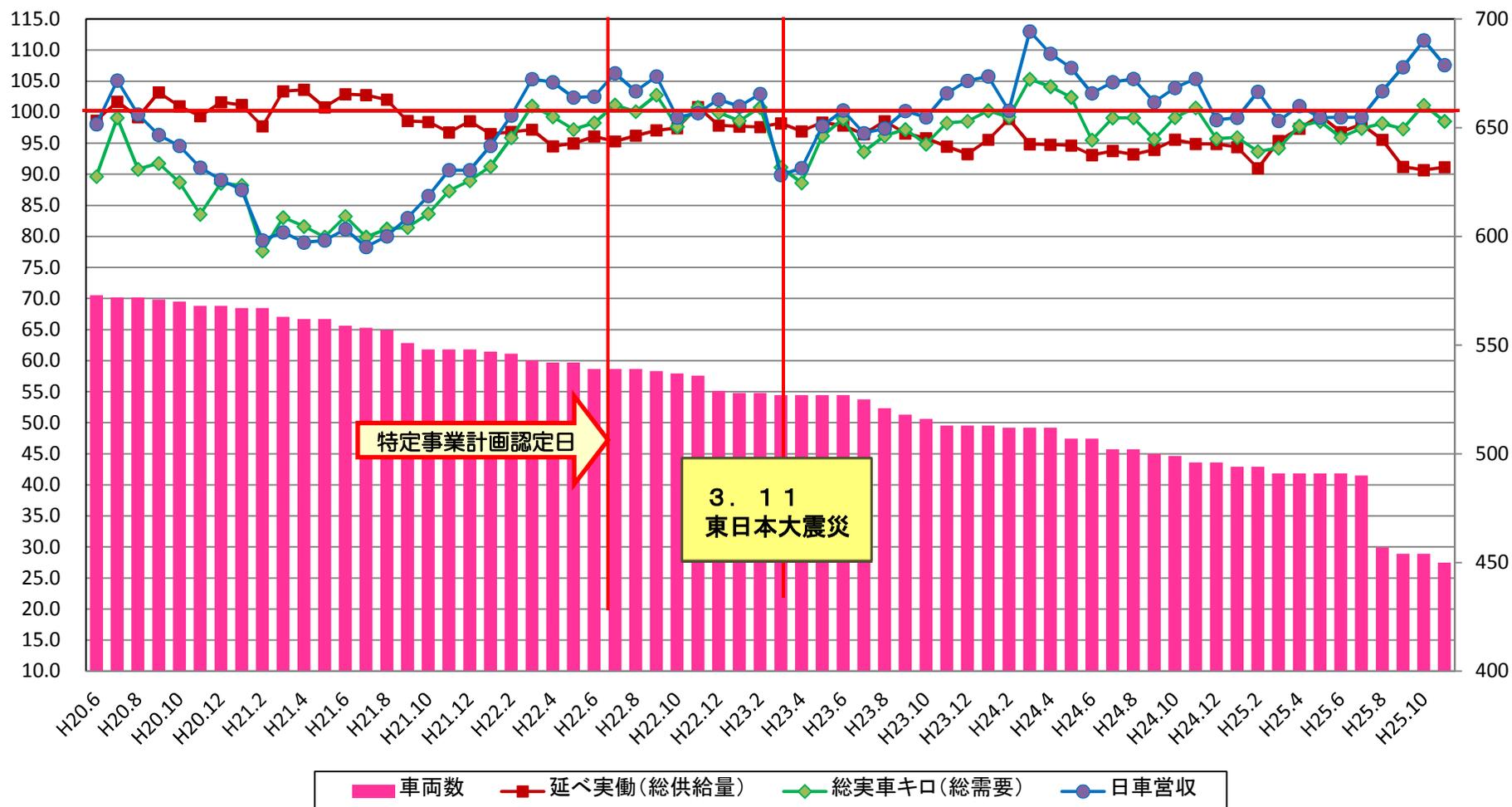


## 5-4. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延べ実働)、日車營收の推移

### 県北交通圏

日車營收は、平成23年3月の東日本大震災後は、傾向として前年同月比がプラスに転じている。総供給量(延べ実働車両数)の着実に減少しており、供給量の削減が日車營收を下支えしていると考えられる。

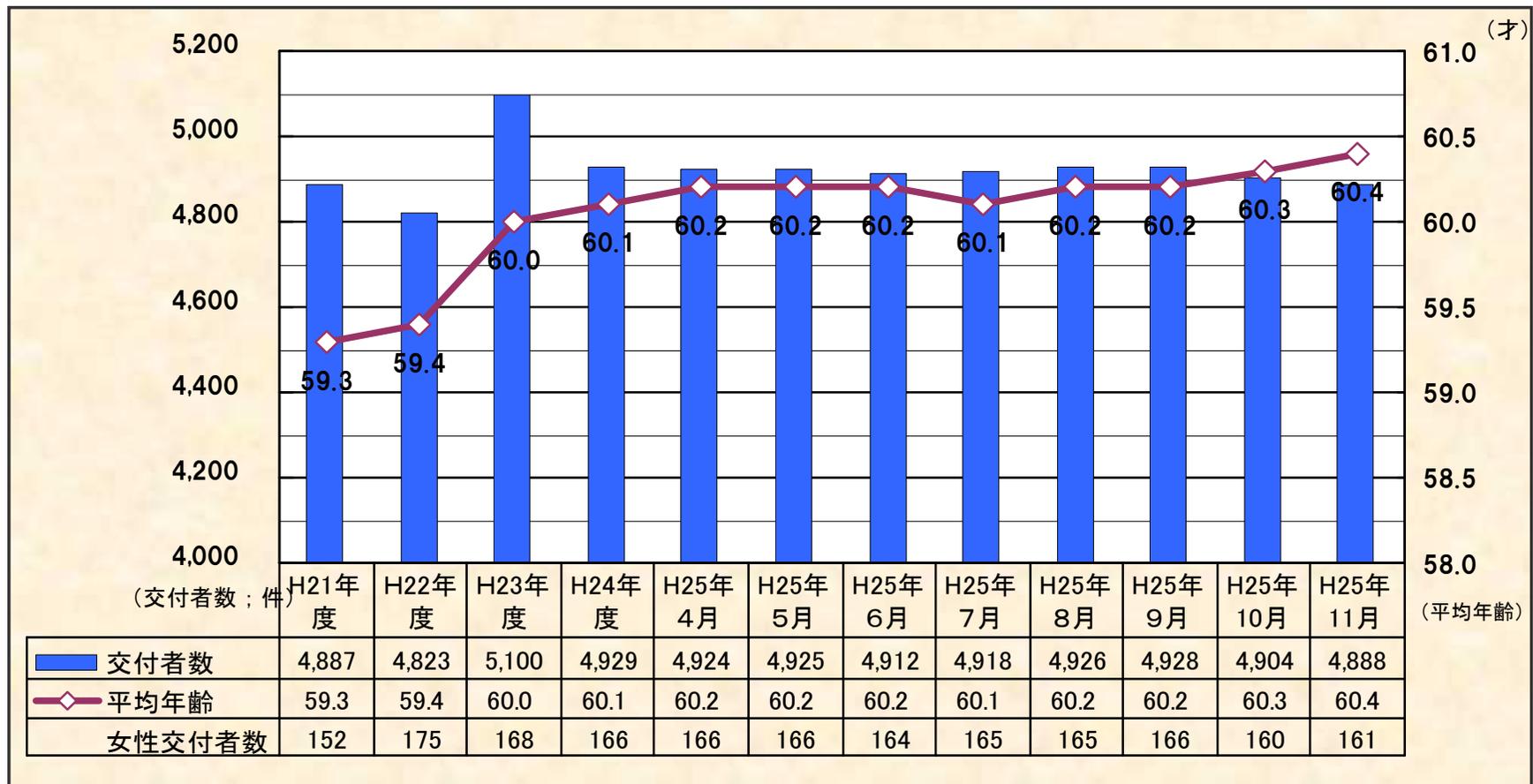
### 前年同月比



## 6-1. タクシー運転者証及び事業者乗務員証の交付件数の推移

### 県南中央交通圏

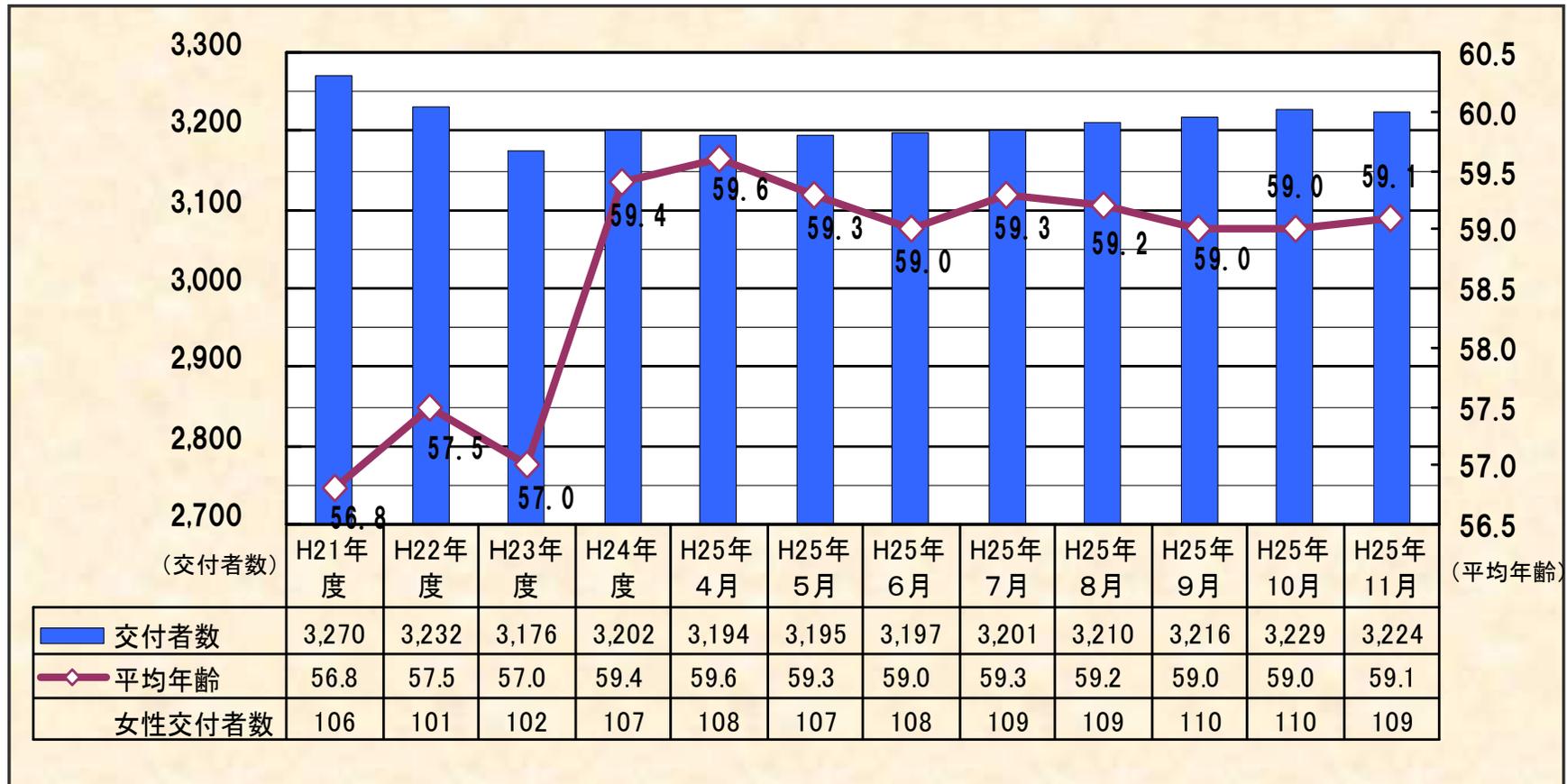
平成23年度末には、5,100名であったが暫減しており、現在では4,900名を割るような状況となっている。また、平均年齢は平成24年3月末で60歳となり、その後、直近では60.4歳となっており、有効な高齢化対策により、若年労働力を確保するため魅力ある職場作りが重要であると思われる。



## 6-2. タクシー運転者証及び事業者乗務員証の交付件数の推移

### 県南西部交通圏

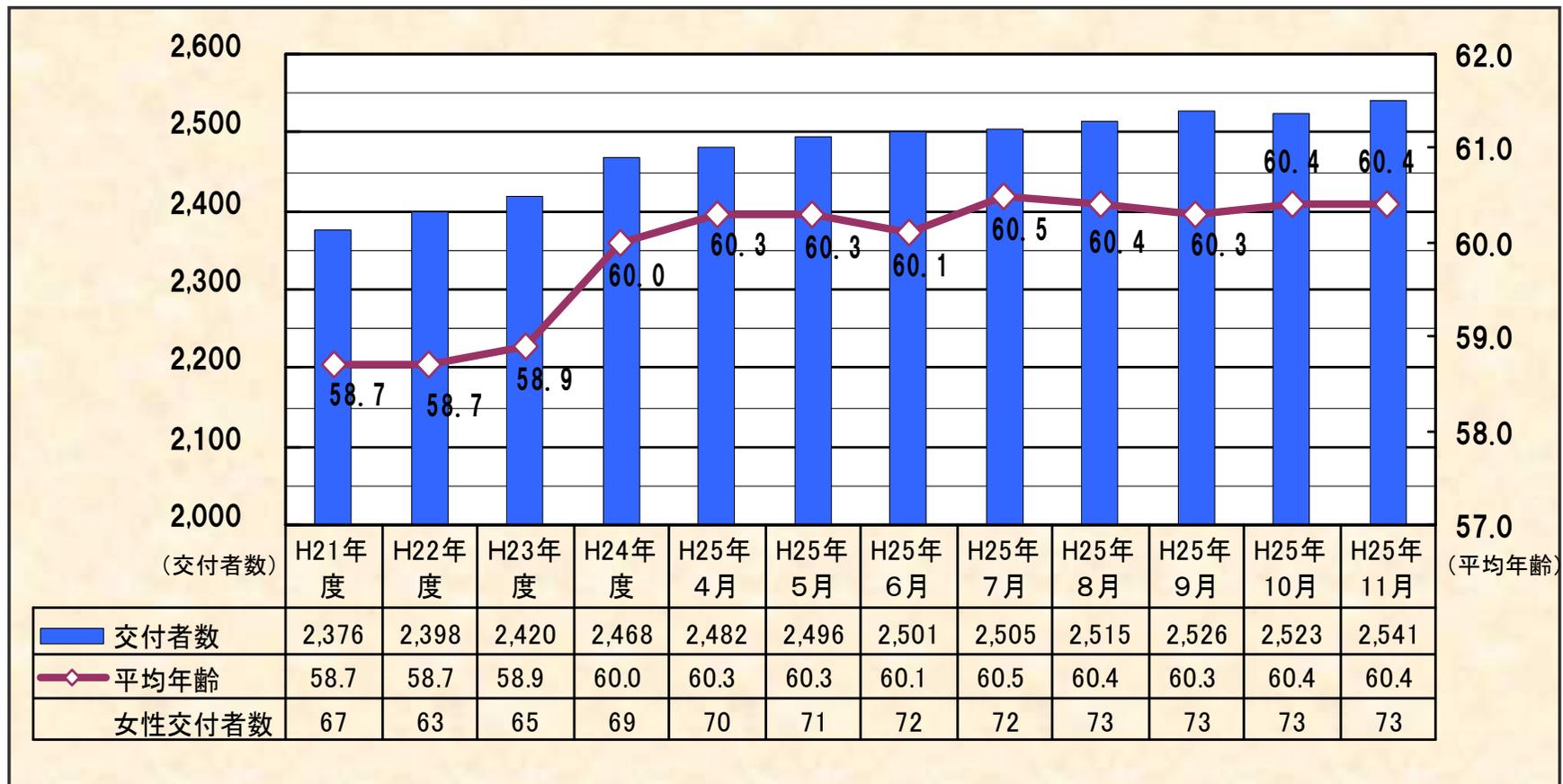
平成24年度以降、ほぼ一定の運転者数で大きな変動はない。若干、他の交通圏より平均年齢が低い傾向となっており、かつ、平成25年3月期と比べ、若干、平均年齢は低下している。



## 6-3. タクシー運転者証及び事業者乗務員証の交付件数の推移

### 県南東部交通圏

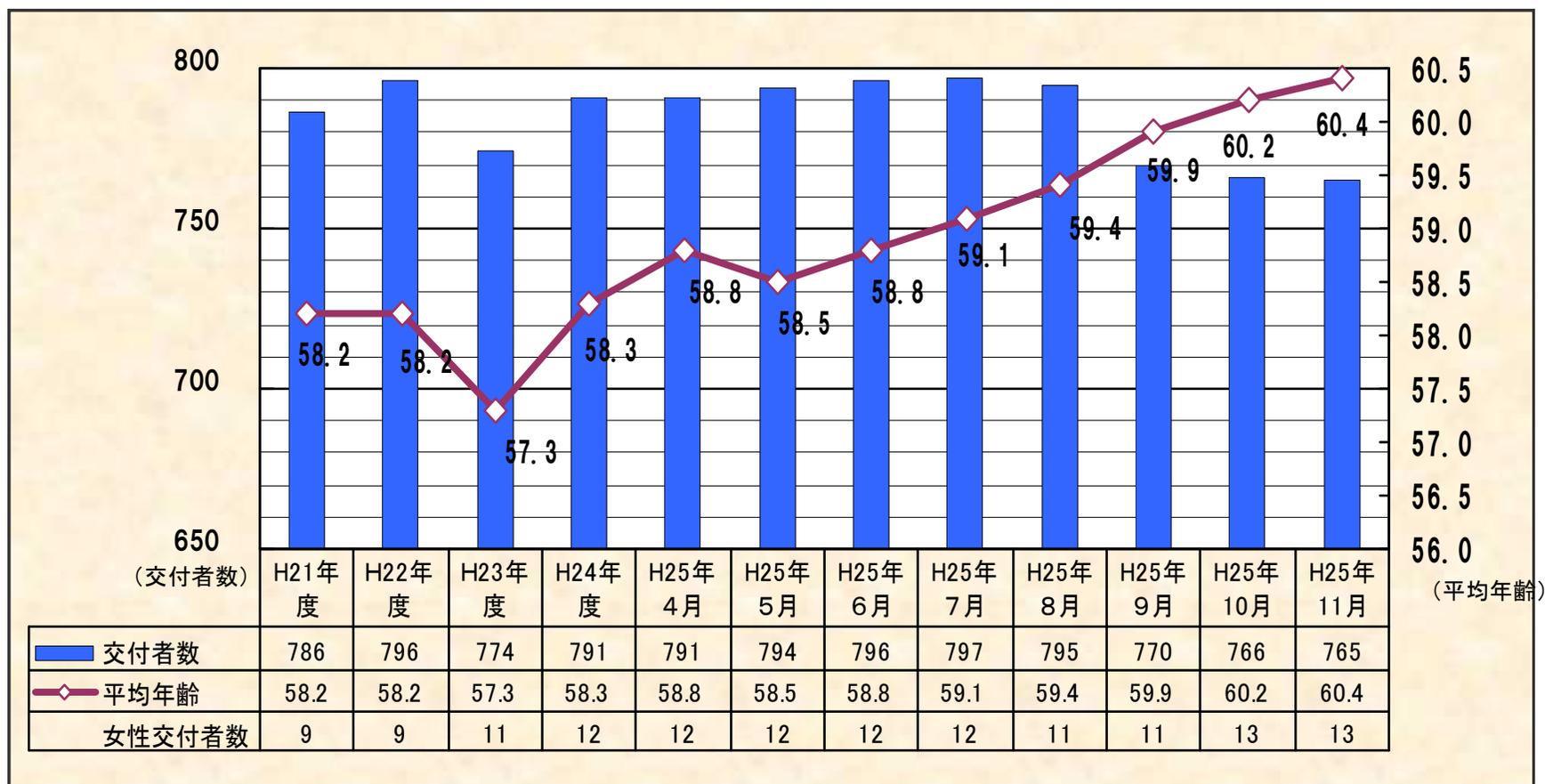
平成25年3月末と比較すると、現在は若干増加傾向にある。平均年齢は、依然として高い水準となっており、平成24年度からは平均年齢は60歳を超えており、若年労働力を確保するため、魅力ある職場づくりが重要であると思われる。



## 6-4. タクシー運転者証及び事業者乗務員証の交付件数の推移

### 県北交通圏

平成25年夏期までは約790名であったが、夏期以降は約770名前後で推移している。平成25年10月期に平均年齢は60歳を超えており、高齢化の進行が顕著である。若年層の運転者確保が急務となっている。

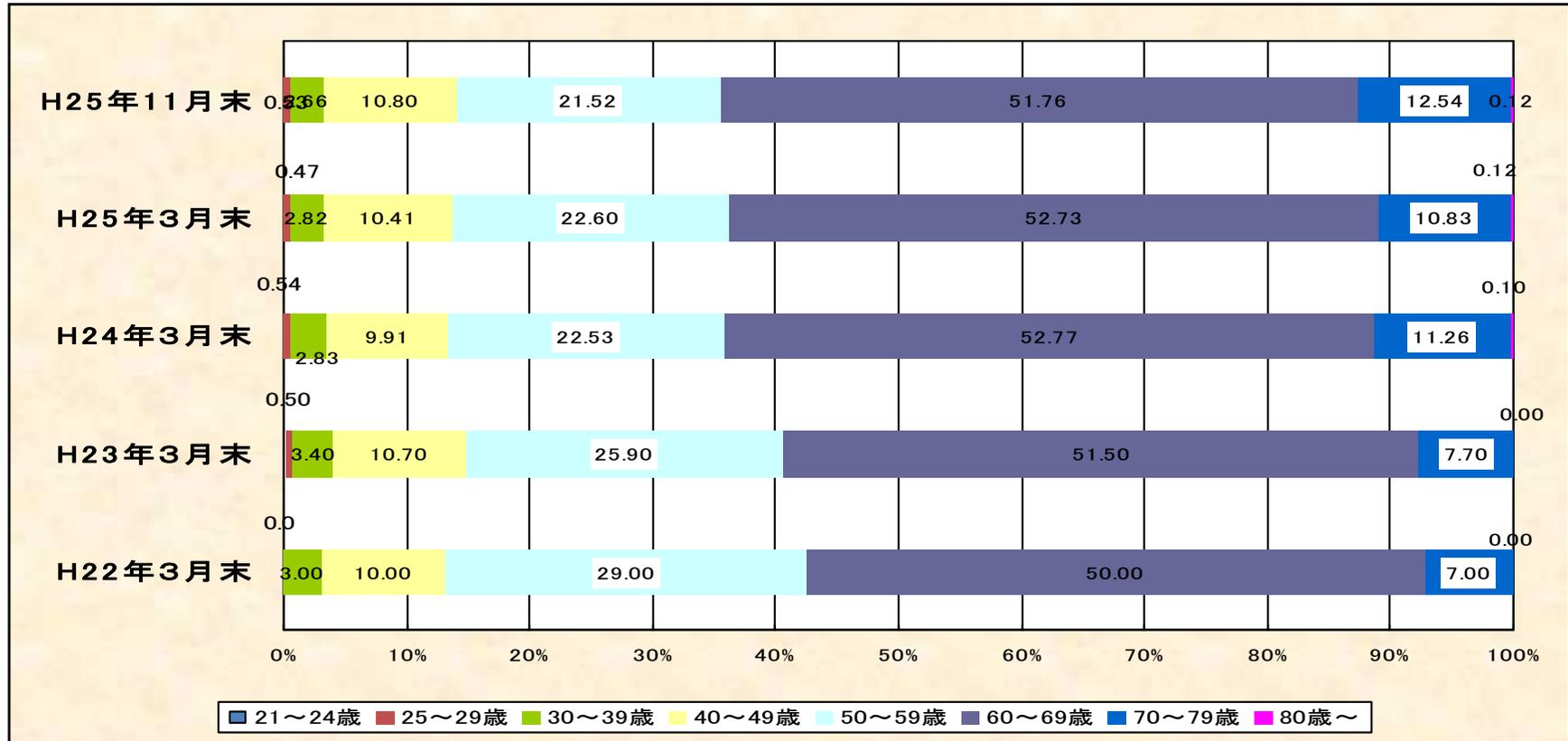


※埼玉調べ

## 7-1. タクシー運転者の年齢構成の推移

### 県南中央交通圏

平成24年3月以降、60歳以上が6割を超えており、今後の少子高齢化等の進展を踏まえ、運転者の賃金面等労働条件の改善を図り、安定したタクシー事業を構築するため、中長期的な運転者確保体制の構築の必要があると思われる。

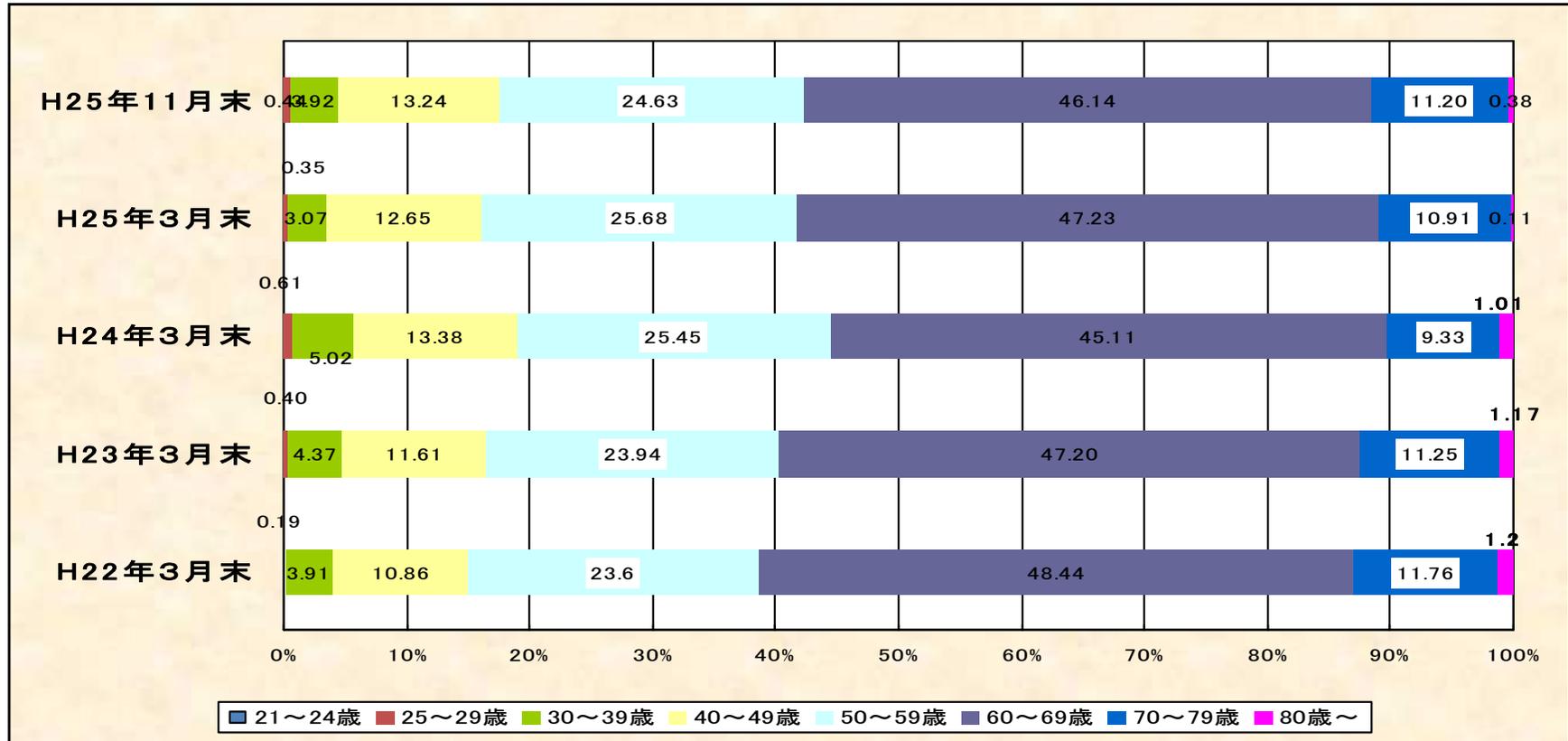


※乗乗調べ

## 7-2. タクシー運転者の年齢構成の推移

### 県南西部交通圏

他の交通圏と比べ60歳以上の運転者の占める比率が低いものの、運転者の平均年齢は高い傾向が継続している。今後の少子高齢化の進展を踏まえ、運転者の賃金面等労働条件の改善を図りながら、中長期的な運転者確保体制の構築の必要があると思われる。

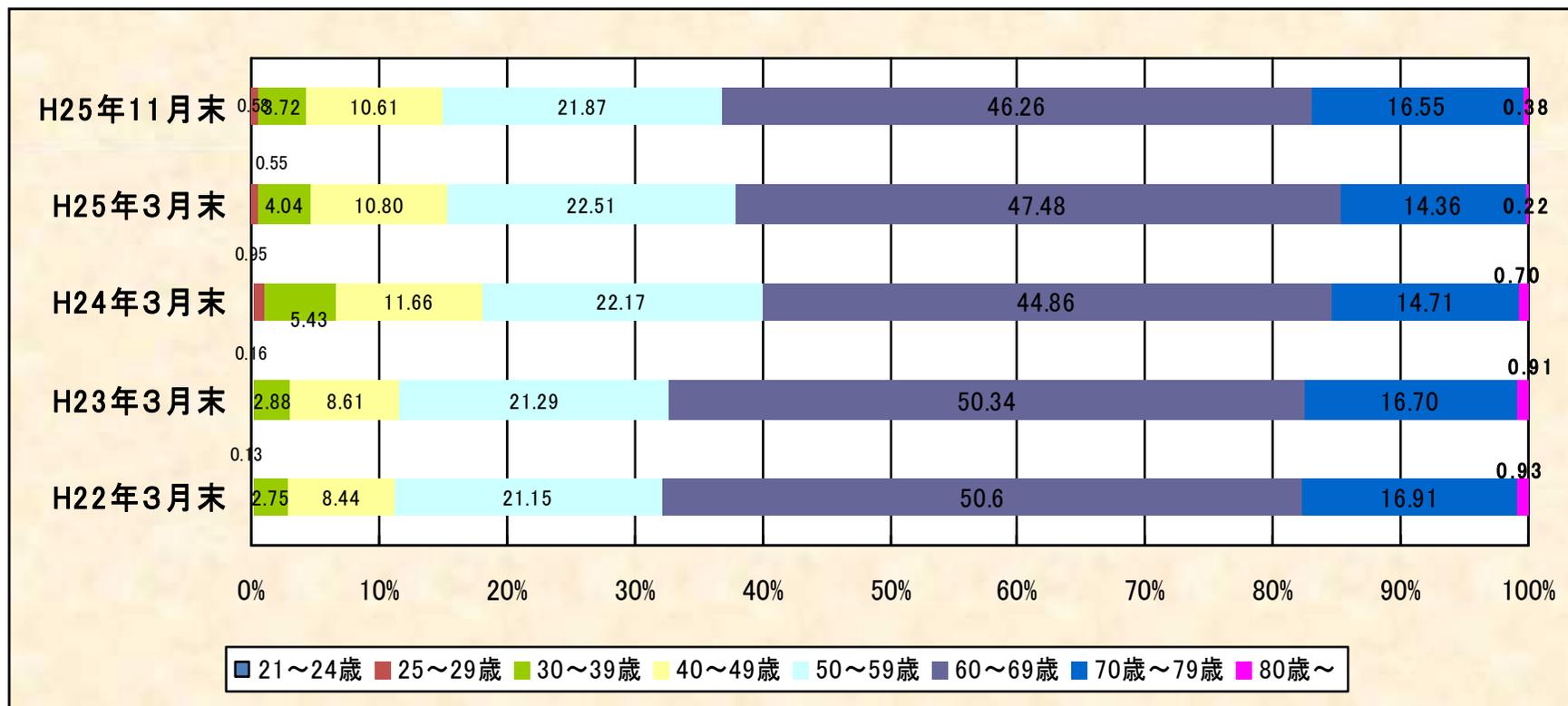


※埼玉協調べ

### 7-3. タクシー運転者の年齢構成の推移

#### 県南東部交通圏

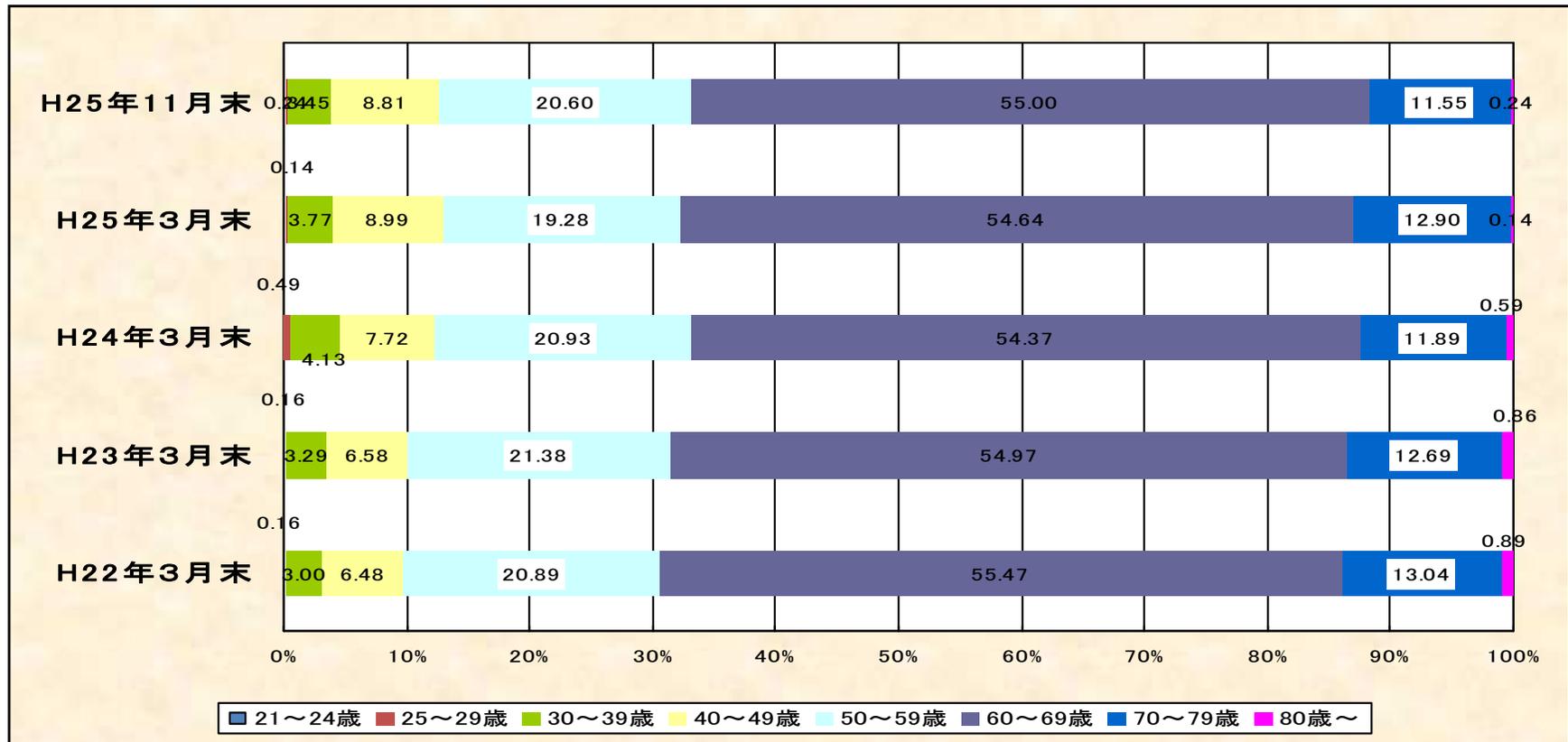
平成24年3月末と比較して、60歳以上の運転者は若干減少していたが、最近ではまた増加傾向となっている。安定したタクシー事業を構築するためには、運転者の賃金等労働条件の改善を図り、安定したタクシー事業を構築するため、中長期的な運転者確保対策の構築の必要があると思われる。



## 7-4. タクシー運転者の年齢構成の推移

### 県北交通圏

60歳以上の運転者の比率は若干低くはなったものの65%を超えている。安定したタクシー事業を構築するためには、運転者の賃金等労働条件の改善を図り、安定したタクシー事業を構築するため、中長期的な運転者確保体制の構築の必要があると思われる。

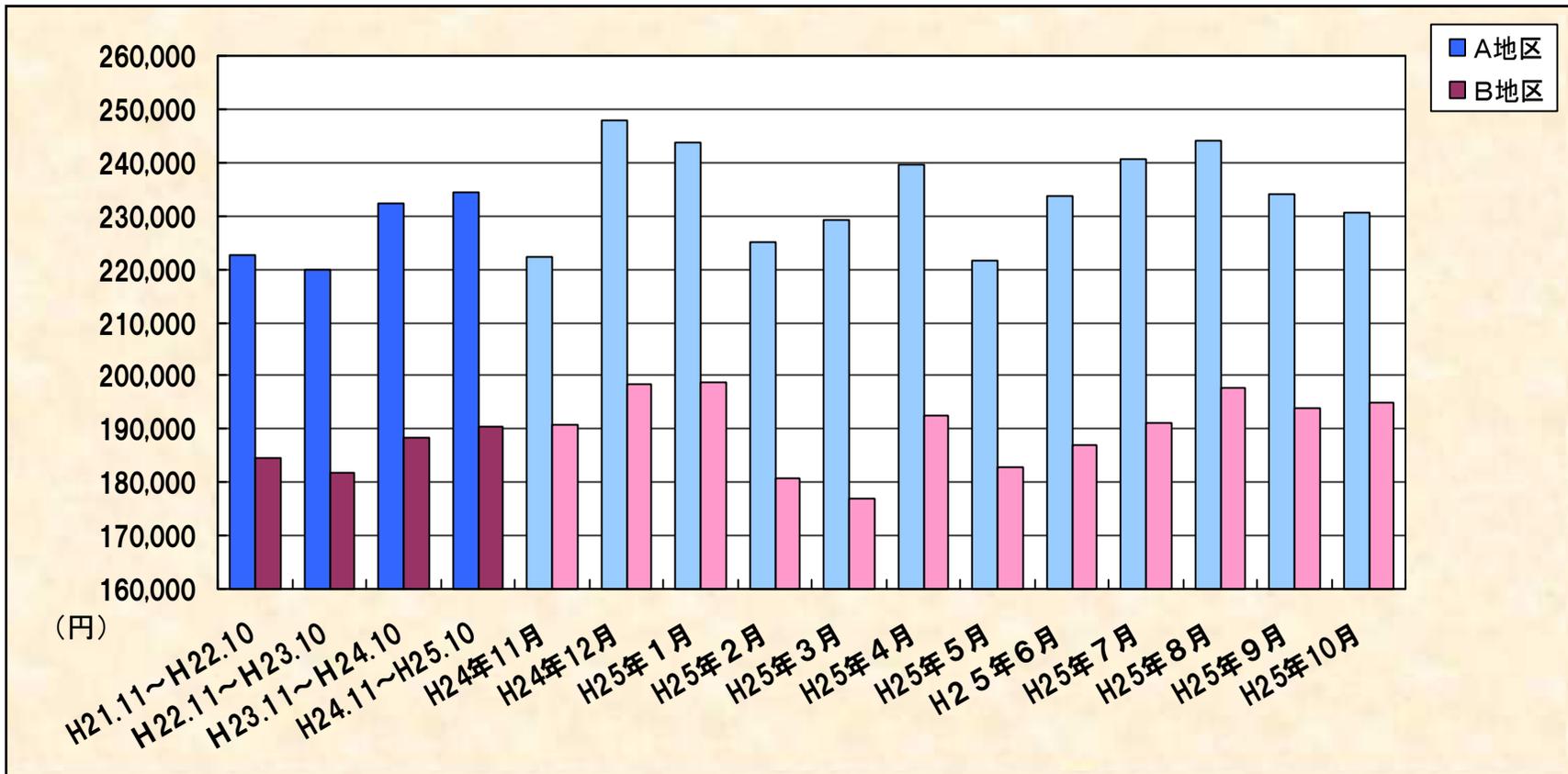


※埼乗調べ

## 8. タクシー運転者の平均賃金（原価計算対象事業者A、B地区平均）の推移

### 埼玉県

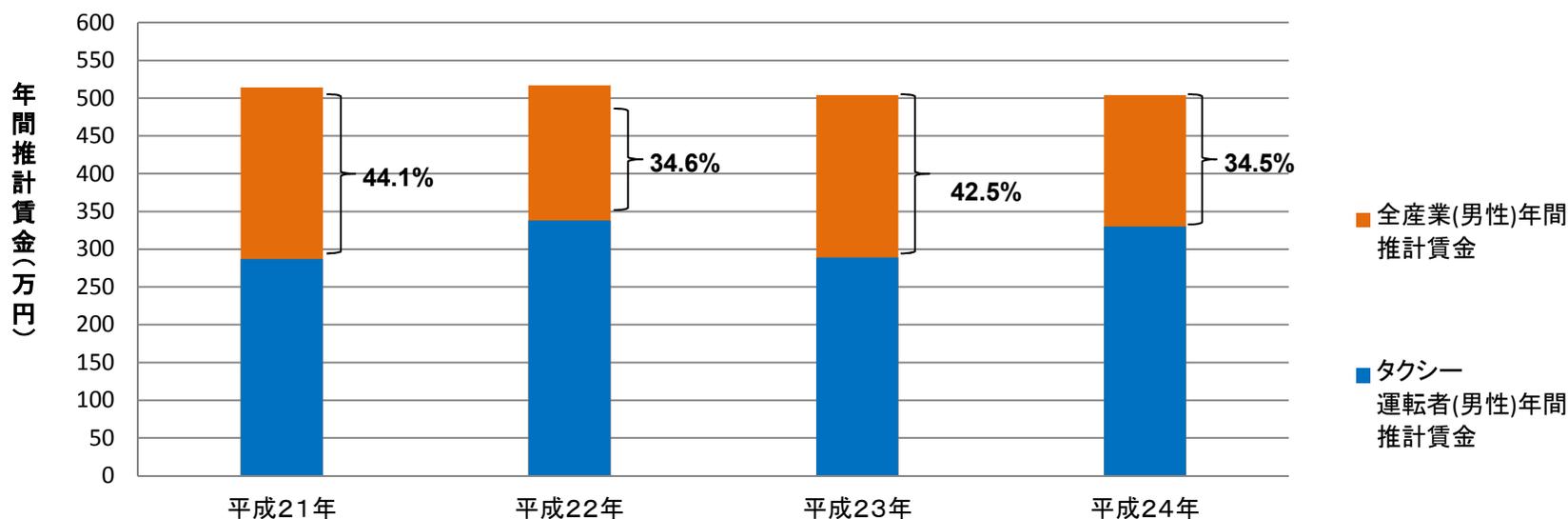
A地区、B地区における日車収入は、直近1年（11月～10月）は、平成21年度以降を比較すると、リーマンショックや東日本大震災を経ながら、年度毎に若干ではあるが上昇して来ている。しかしながら、月別ではバラツキが見られ、引き続き適正化・活性化を推進しながら労働条件改善に取り組む必要があると思われる。



※埼玉協調べ

## 9. 埼玉県内における労働者年間推計賃金の推移・比較について

埼玉県内における全産業(男性)の年間推計賃金額は、平成23年と平成24年を比較すると横ばい状態であるが、タクシー運転者(男性)の年間推計賃金額は、平成23年から上昇している。しかしながら、未だ、大きな賃金格差があるものの、その格差は縮小傾向にある。



※ 年間推計賃金=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+年間賞与その他特別給与額

【参考資料】厚生労働省 賃金構造基本統計調査

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	推計賃金(万円)	対前年比	推計賃金(万円)	対前年比	推計賃金(万円)	対前年比	推計賃金(万円)	対前年比
全産業	514.5	100.6%	517.5	100.6%	504.0	97.4%	504.8	100.2%
タクシー運転者	287.7	117.6%	338.4	117.6%	289.7	85.6%	330.7	114.2%
全産業とタクシー運転者の賃金格差※	44.1%		34.6%		42.5%		34.5%	

※(全産業推計賃金-タクシー運転者推計賃金)÷全産業推計賃金

## 10. 事故件数の推移

タクシーが第一当事者となった事故件数の推移をみると、直近の1年（平成24年11月～平成25年10月）の対前年比較では、事故件数は減少傾向となっているが、平成25年3月に死亡事故が2件発生しており、各事業者の安全対策のより一層の徹底の必要があると思われる。



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
事故件数	582件	577件	532件	442件
死者数	1人	1人	1人	2人

出典：埼玉県警

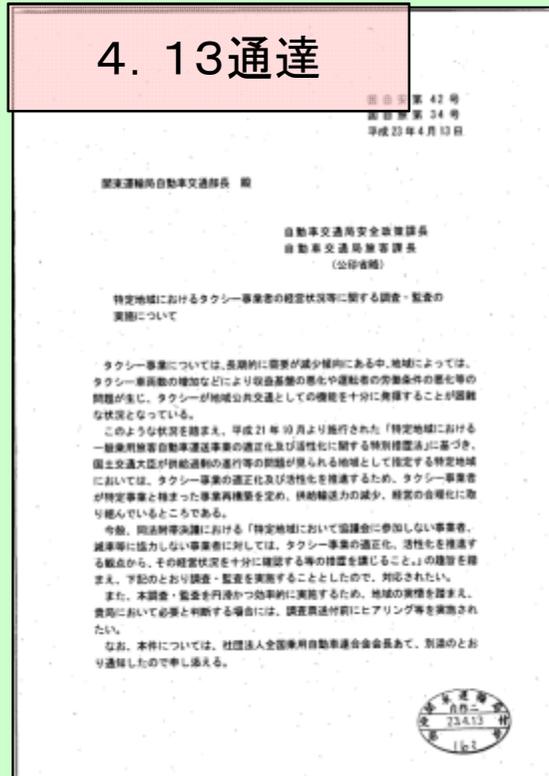
※H25. 10月現在

※埼玉乗協調べ

# 11. 4月13日付け通達に基づく調査概要

- 埼玉県における調査方法としては、調査の対象事業者リストを作成し、平成23年7月4日より第1段階として106調査対象事業者に対して、公平性に配慮し順次調査票を送付、9月より対面調査を開始した。
- 第1段階では、その後、調査対象事業者が減少し69事業者が調査対象となった。
- 第2段階では、全く減休車を実施していない28事業者に対し平成24年4月～6月にかけて調査票（前回ヒアリング実施翌月と調査票送付の前月分）を送付し、平成24年6月～8月に対面調査を実施した。
- 第3段階では、減休車が進んでいない58事業者に対し平成25年10月に調査票（調査票送付の前月分）を送付し、平成25年12月～平成26年1月に対面調査を実施した。

## 4. 13通達



国土交通省 国土交通政策課  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長

国土交通省 国土交通政策課  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長

国土交通省 国土交通政策課  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長

【東京都特別区・武三交通圏】 別冊2  
 平成 年 月 日

### 調査票

実施状況を下記のとおり報告します  
 事業者名  
 代表者名

収支状況及び輸送実績等調査票 平成 年 月 分

収支・原価項目・内訳・内容		金額 (千円)	
収入	運送収入		
収入	運送雑収入		
収入	営業外収益		
合計			
支出	人件費	運転者人件費 (給与、手当、法定福利・厚生費等) その他人件費 (運行管理者、整備管理者等)	
	燃料油費	燃料費・油費 (LPG、ガソリン、軽油等) 車両修繕費 (主に所有車両に係る修繕費) 車両償却費 (所有車両に係る償却費)	
	その他運送費	その他償却費 (営業所、車庫等に係る償却費) その他修繕費 (営業所、車庫等に係る修繕費) 雑費 (自動車税、自動車重量税、その他) 保険料 (自賠責保険料、任意保険料、その他) 車両リース料 (事業用車両のリース料) その他 (事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	
	小計		
	一般管理費	人件費 役員報酬 (取締役、監査役報酬) その他 (役員以外一般管理部門人件費) 雑税 雑税 (事業税) その他経費 その他 (協会会費、自賠責・教育実習費等)	
	小計		
	営業外費用	金融費用 (借入金利息、支払手形利息、等) 車両売却損 (事業用車両の売却による差損) その他 (貸倒償却・雑支出等)	
	小計		
	合計		
	収支差	経常	
収支率	経常		

国土交通省 国土交通政策課  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長

平成 年 月 分

期首状方運転者数 (人)	
期中運転者数 (人)	
期中移任運転者数 (人)	

平成 年 月 分

時間	1ヶ月当たり		1人1日当たり走行距離			支給給与
	最小	最大	最大	平均	最小	
時間	時間	km	km	km	km	円
時間	時間	km	km	km	km	円
時間	時間	km	km	km	km	円
時間	時間	km	km	km	km	円
時間	時間	km	km	km	km	円

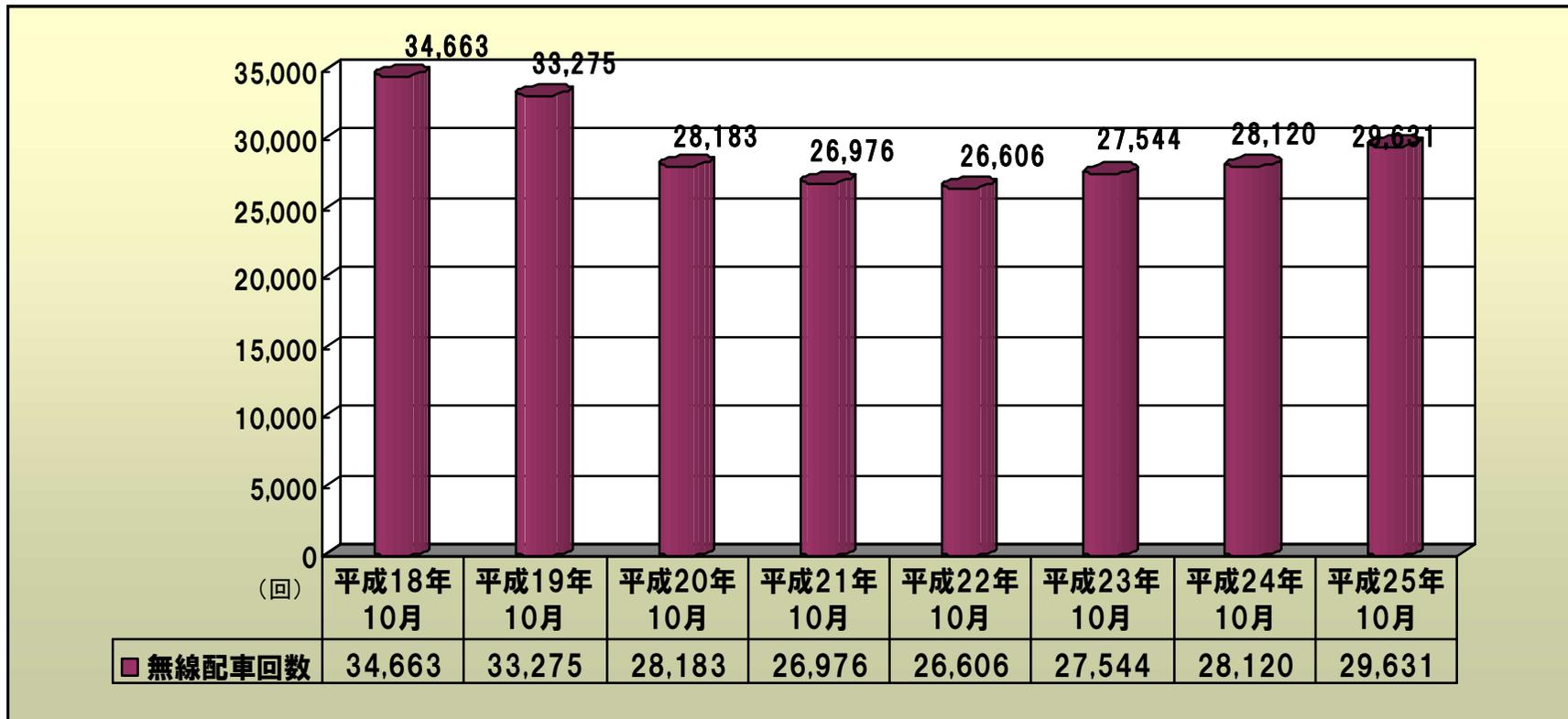
国土交通省 国土交通政策課  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長  
 国土交通省 国土交通政策課長

## Ⅱ 活性化に向けた取組状況

## 年度別無線配車回数の推移

### 埼玉県A地区

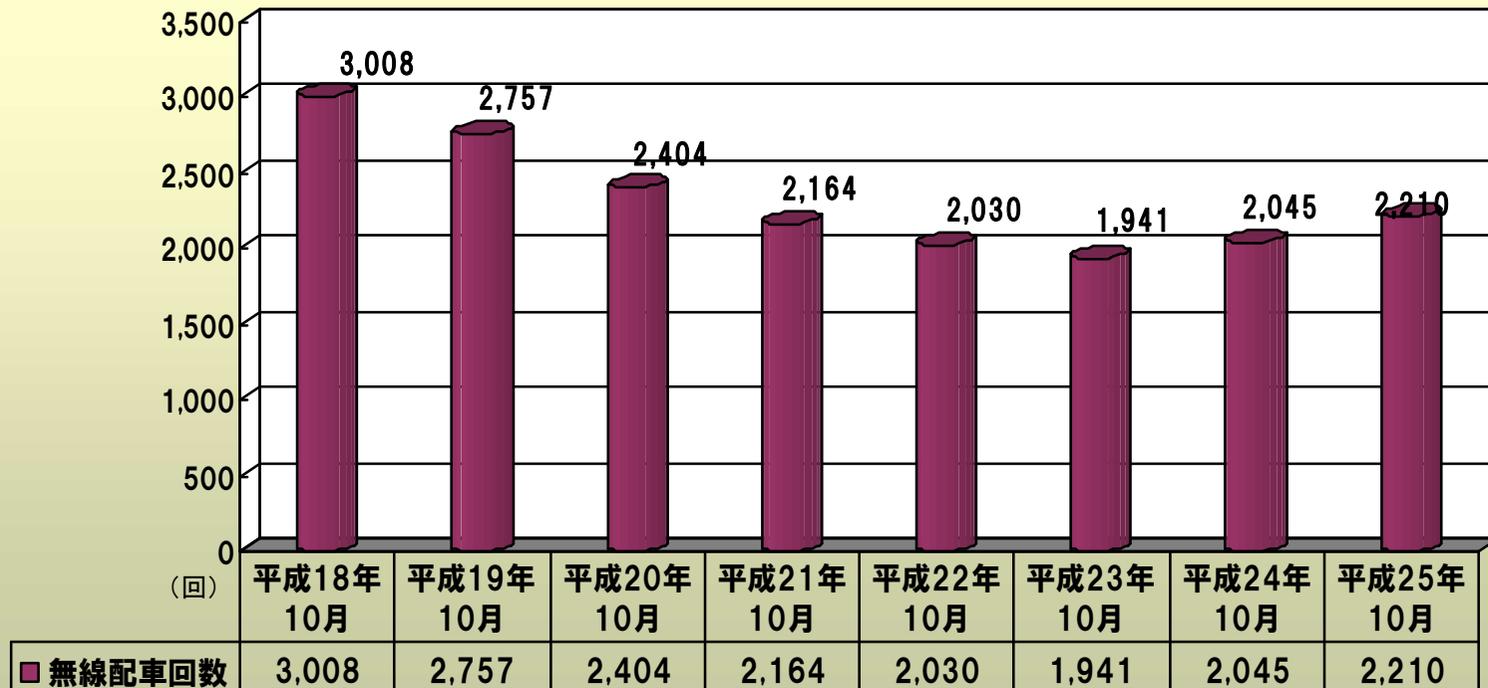
タクシー事業者A社(72両)の10月期無線配車回数を年度毎に見ると、平成18年以降は、落ち込み傾向が続いているが、平成22年を境に幾分上昇傾向となっている。景気の不安定化により平成18年度と比較すると約14%の減少となっている。今後、無線の高度化を一層推進し、効率的無線配車を実施することで旅客サービスの向上を目指すものである。



## 年度別無線配車回数の推移

### 埼玉県B地区

タクシー事業者A社(20両)の10月期無線配車回数を年度毎に見ると平成18年以降は、景気の慢性的な落ち込み等により特に夜間時間帯の配車依頼が極端に少なく、平成18年と比較すると約26%の減少となっている。平成24年以降は持ち直し傾向になっているが、高齢化社会の進展等地域社会の変化などにより無線の機動性を生かした無線配車の増加を期待するところである。



## 安全性・機動性の維持向上：デジタル式GPS-AVMシステム、 ドライブレコーダーの導入状況

デジタル式GPS-AVMシステムの無線配車システムは、機動性を大幅にアップし、配車の自動化・効率化を向上させる画期的なシステムであり、県内事業者においても高い導入率となっている。

また、ドライブレコーダーも大幅に導入されており、今後も迅速な計画配車、また、事故防止や乗務員教育を踏まえたサービス向上策の一環として導入の促進に取り組むことが必要である。

交通圏別(社)	車両数 平成25年10月	デジタル式 GPS-AVMシステム		ドライブレコーダー	
		装着数	装着率	装着数	装着率
県南中央交通圏(59社)	2,197両 (2,322両)	1,408両 (1,479両)	64.1% (63.7%)	1,566両 (1,634両)	71.3% (70.4%)
県南東部交通圏(45社)	1,242両 (1,260両)	922両 ( 907両)	74.2% (72.0%)	765両 ( 772両)	61.6% (61.3%)
県南西部交通圏(55社)	1,548両 (1,560両)	1,030両 (1,028両)	66.5% (65.9%)	1,121両 (1,121両)	72.4% (71.9%)
県北交通圏(25社)	457両 ( 500両)	337両 ( 293両)	73.7% (58.6%)	358両 ( 380両)	78.3% (76.0%)

\* ( )は、平成24年9月の数値で、県南東部は平成25年3月  
上段は、平成25年10月現在の協会加盟会社の一般タクシー事業者

# ドライブレコーダーによる事件・事故等の情報提供への協力体制の確立

ドライブレコーダーは当初、社内の事故防止対策や乗務員教育の一環として活用してきた経過がある。最近の急速な普及により、その映像記録情報が犯罪やひき逃げ行為など事件解決の重要な端緒・証拠となる事例が出てきており、情報提供協定締結によりタクシー車両の円滑な情報提供が期待される。

PCのモニター画面



画像データ読み完了時画面

ドライブレコーダー等情報映像提供協定締結式(H25.11.12)

## 映像記録を提供へ 県警と乗用車 協会が協定 事件解決の端緒に

タクシー事業者などが加盟する県乗用自動車協会（小谷彰治会長）と県警は12日、さいたま市浦和区の県警本部で、事件、事故捜査時、タクシーなどに搭載されたドライブレコーダーなどの映像情報データを提供に関する協定の締結式を行った。

締結式で金山泰介県警本部長は「凶悪な犯罪やひき逃げ事件が後を絶たない。ドライブレコーダーが急速に普及しており、事件解決の重要な端緒・証拠となる事例も出てきている」と重要性を強調した。県警交通捜査課によると、同協会の加盟事業者数は1804で、車両数は9月末時点で5665台。うちドライブレコーダーや車内の防犯カメラの搭載車両は4248台で搭載率は76.3%に上る（3月末現在）。

タクシーに搭載されたドライブレコーダーの記録映像からひき逃げなどの被疑車両絞り込みを行った例も既にあり、協定締結で情報提供がより円滑になることが期待できる。全国的にも警察とタクシーなどの事業者加盟協会が協定を締結する例が増えており、県警は「トランシやバス事



(原野 昭)

## 交通事故防止対策の推進

平成21年3月「事業用自動車総合安全プラン2009」において、10年後の平成30年までに人身事故を3万件以下に半減させる目標が示された。また、中間年である平成25年度までには4万3千件にする取組みが進められているところ。この目標を一日でも早く達成することが、輸送の安全を第一とするタクシー事業の重要な使命でもあることから、事業者単位で行う安全教育に加え、地区や支部等における事故防止講習会を定期的に継続開催し、事故防止対策を積極的に推進する。

法人タクシーの交通事故発生状況(全国)

出処:警察庁交通局



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H25年	1,320	1,236	1,355	1,310	1,358	1,372	1,456	1,380	1,320	1,359			
H24年	1,412	1,450	1,522	1,453	1,474	1,450	1,535	1,447	1,406	1,505	1,478	1,609	17,748
前年比	-92	-222	-166	-143	108	-78	-79	-49	-86	-116			

浦和地区タクシー乗務員事故防止講習会(2013.09.10)

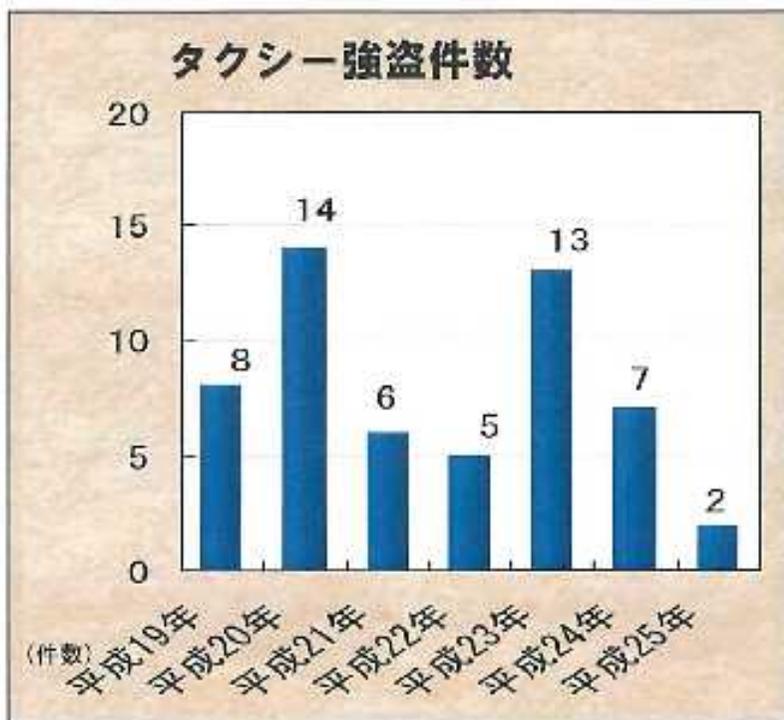


秩山・入間地区事故防止講習会(2013.09.18)

## タクシー乗務員の犯罪被害と防犯対策

### 埼玉県

タクシー強盗は、昨年と比較して減少傾向にあるものの、最近では、振り込め詐欺の犯人が、タクシーを利用して被害者方を訪れ、現金を騙取するという手交型の事案が発生するなど予断を許さない状況にあることから、県警察指導のもと防犯協議会を開催するなどして積極的に防犯対策を推進した。



平成25年は10月末現在

### 県内のタクシー会社乗務員に感謝状!

振り込め詐欺被害の未然防止

平成25年11月11日(月)、振り込め詐欺被害を未然に防いだとして、県内のタクシー会社の乗務員(男性)に上尾警察署長から感謝状が贈呈されました。

#### 車家の被害



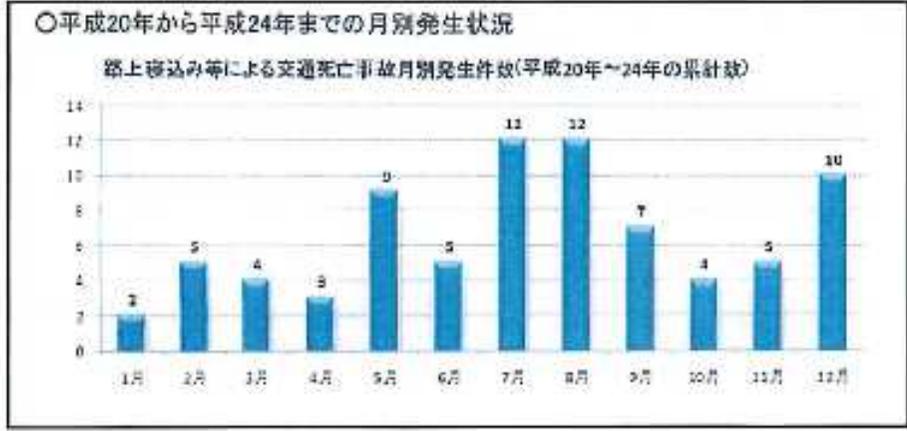
功労者は、平成25年11月8日、タクシーの乗客である高齢の女性から金融機関に行くよう依頼され、会話の中で「嬢嬢が会社の手形をなくし、補填のために金が必要だ。会社の人を取りに来る。」等と話したことから振り込め詐欺を疑い、110番通報して振り込め詐欺被害を未然防止したものの、



平成25年度タクシー防犯協議会

## 路上寝込み等による交通事故防止体制の確立

埼玉県では、路上寝込み者等の交通事故による死者数が平成20年から平成23年まで4年連続全国ワースト1位、24年度は15人でワースト2位となっていたが、今年度は8月末時点で4人となっている。タクシー乗務員の通報等により事前に事故を防ぐなど、路上寝込み等による交通事故の多発時間帯である深夜にも稼働しているタクシーにより、交通事故の未然防止に取り組む。



(埼玉県警HPより)



協定締結式  
《平成25年6月7日》





# 飲み過ぎ注意!!

～ 飲んだら寝るな、寝るなら飲むな ～

## 「路上寝込み」による 交通死亡事故多発!!



飲み過ぎと感じたら、  
家族に迎えに来てもらうか、タクシーで帰りましょう。

### 寝込み事故が激減 7、8月はゼロ件に

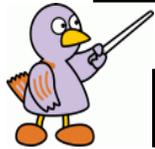
【埼玉】タク運転者も通報協力



埼玉県警は、路上寝込み等による交通事故の激減を報告し、7、8月はゼロ件に達したと発表している。これは、タク運転者からの通報協力によるものと見られる。また、タク運転者への教育や啓発活動も効果的であるとされている。

# 運転免許返納者割引制度の拡大と促進

平成18年10月に「高齢者の運転免許の返納を促すことで、高齢者がかかわる交通事故を減らしたい」との羽生警察署の提案により、羽生市内の2社のタクシー事業者が運転免許返納者割引制度を始めた。これまで被害者的立場だった高齢者事故も逆にドライバーとして加害者になる交通事故も著しい増加傾向となっている現状を踏まえ、運転免許返納者に対する交通手段の支援を行うとして運転免許返納者割引制度を順次導入し、高齢者の交通事故防止と併せてタクシー利用の拡大と促進を図っている。



## 運転免許返納者割引制度

	事業者数	平成25年10月現在	
		導入会社	導入率 (%)
県南中央交通圏	59	21	35.6
県南東部交通圏	45	7	15.6
県南西部交通圏	55	13	23.6
県北交通圏	25	13	52.0



「運転経歴証明書」の見本

「運転経歴証明書」に関するお問い合わせは  
 埼玉県運転免許センター 運転免許課  
 電話 ▶ 048-543-2001(代)  
 受付時間 ▶ 平日の8:30から17:30

## 高齢死者数全国ワースト順位(平成25年中)

ワースト	県名	高齢死者構成率	高齢者死者数	全死者数
1	愛知	53.9%	118人	(219人)
2	静岡	56.5%	104人	(184人)
3	茨城	63.2%	103人	(163人)
3	兵庫	55.1%	103人	(187人)
5	北海道	52.7%	97人	(184人)
6	千葉	50.5%	94人	(186人)
7	福岡	55.9%	81人	(145人)
8	埼玉	43.3%	78人	(180人)

# 高齢者外出支援タクシー助成事業への取り組み「試行運用」

## 嵐山町



高齢化社会を迎えた現在、在宅高齢者の日常生活の利便性向上とそれに伴う移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出支援及び余暇活動等の社会参加の促進を図る目的として外出時の移動を支援する。

### 嵐山町高齢者外出支援タクシー助成券

発行番号 平成25年度 第 号

**嵐山町高齢者外出支援タクシー助成券**

利用者記入欄

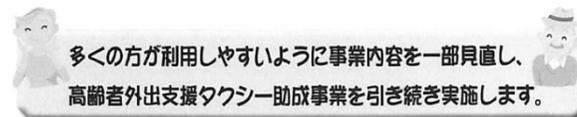
氏名	
住所	嵐山町
有効期限	平成26年3月31日まで
助成額	初乗り運賃相当額
利用目的	該当するもの1つに○印をつけてください。 買物・通院・娯楽・その他

※ この助成券をタクシー利用の際、乗務員にお渡しください。  
※ 乗車賃総額から助成額を差し引いた金額を支払ってください。

発行者 嵐山町長

会社名	
乗務員氏名	
乗車年月日	平成 年 月 日
乗車経路	出発地と到着地に○印をつけてください。 自宅・駅・病院・商店・その他
乗車賃総額	円 迎車加算 有

乗務員の方へ  
 ※ この助成券は、75歳以上の高齢者のみ使用することができます。  
 ※ この助成券の提出があったときは、乗車賃総額から助成額を差し引いた金額を受け取ってください。なお、乗車賃総額が助成額以内でもつり銭は出ません。  
 ※ 迎車料に加算があるときは、有に○印をつけてください。  
 ※ 助成額は、この助成券を添付の上、所属会社から請求してください。  
 ※ 利用者記入欄を確認してください。



平成23年度から試行している高齢者外出支援タクシー助成事業は、今年度、より助成券を利用しやすいように内容を一部改め、引き続き実施します。  
 下記により高齢者外出支援タクシー助成券を交付しますので、ご希望のかたは申請してください。  
 なお、平成24年度の助成券（だいだい色）の有効期限は平成25年3月31日です。利用していない券は返却してください。

**対象者** 運転免許証を所有しない75歳以上のかた。ただし、次のかたを除きます。  
 ・入院中のかた  
 ・介護保険による施設サービスや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等のサービスを受けているかた  
 ・重度心身障害者福祉タクシーの支給対象者

**内容** タクシーの初乗り運賃相当額の助成券を交付します。  
 ・助成券の交付枚数は、1ヵ月あたり3枚、年度末までの分を一括交付します。  
 ・助成券の有効期限は、平成26年3月31日です。  
 ・利用できるタクシー会社は、  
 ★イグチ交通株式会社  
 ★いろは交通株式会社  
 ★観光タクシー有限公司の3社です。  
 ・変更点……①原則は1回の乗車で1枚の利用ですが、迎車利用の乗車時の料金が初乗り運賃（710円）を超えている場合に限り、1回の乗車で2枚の利用を可能とします。  
 ②助成券利用者が乗りあわせで利用する場合は、それぞれ1枚の利用を可能とします。

**申請受付** ・長寿生きがい課、ふれあい交流センター  
 平成25年4月1日頃から受け付けます（※土、日、祝日は除く。）。ただし、4月6日までは8時30分から12時まで受け付けを行います。

**申請手続き** 本人申請又は代理人申請（委任状及び代理人の運転免許証、保険証など本人確認のための書類が必要。）要印鑑。

**問合せ** 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718



## 乗合タクシーの実証運行

### さいたま市西区

さいたま市では、地域の方々が主体的にコミュニティバス等の導入や改善を検討するための手引書として、平成23年3月に「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定し、すでに岩槻地区では、実証運行を経て本格運行に移行している。

この度、西区指扇地区より申請があり、地域公共交通会議を経て実証運行を行うこととなった。

- ◆基本ルート 1日3便  
〈赤ルート 西楽園 → 指扇駅 → 西区役所 → 西大宮駅〉
- ◆延伸ルート 1日4便  
〈赤+緑ルート 1日2便 西楽園 → 西大宮駅 → 花の丘 → 内野本郷 → 西大宮駅 → 西楽園〉  
〈赤+緑ルート 1日2便 西楽園 → 西大宮駅 → 内野本郷 → 花の丘 → 西大宮駅 → 西楽園〉

- 運行期間：平成25年2月1日～平成26年1月31日(予定)
- 運行日時：月～金(年末年始・土日・祝日は運休)7時台～18時台
- 運行本数：1日7便 1乗車につき、一律300円(子供は半額)
- 運行車両：10人乗りワンボックス車(予備車両として、普通タクシー)
- 検証内容：利用状況(停留所別、時間帯別、目的別)、路線バスへの影響、収支率

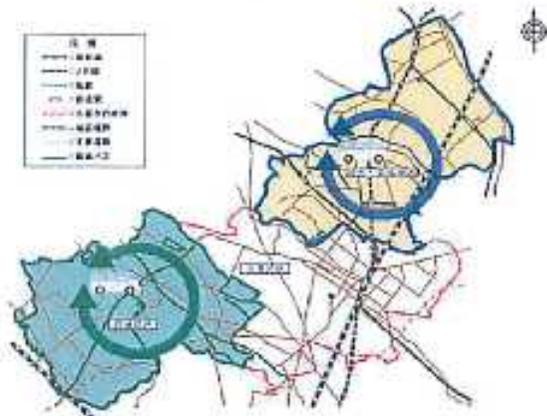


指扇交通城 乗合タクシー車両

# 久喜市デマンド交通の運行

## 菖蒲地区・栗橋/鷺宮地区

久喜市では、誰もが健康で安心して暮らせる交通環境を目指し、高齢者・障がい者等の交通弱者の移動手段として日常交通の確保を重視した新たな地域生活交通網について検討を行い、その結果、菖蒲地区及び栗橋・鷺宮地区を運行エリアとしてデマンド交通の導入を決定した。  
 タクシー事業者と自治体及び関係者が連携しながら、公共交通不便地域の移動手段確保に貢献する。



**【運行対象エリア】**  
 次の2つの運行対象地域内のみを運行  
 ① 菖蒲地区  
 ② 栗橋・鷺宮地区  
 ◎エリアを超えての運行は行いません。

- 運行エリア : 「菖蒲地区」と「栗橋・鷺宮地区」のそれぞれのエリア内のみを運行(エリアを超えての運行は行わない)
- 運行日 : 月曜日～土曜日(日・祝日・年末年始は運休)
- 運行時間帯 : 7時～17時(12時～13時は運休)
- 運行便数 : 1時間に1便、1日1台当り10回の運行  
(おおむね1時間の間隔で運行し、予約がある便を運行)
- 運行車両 : 10人以下の車両を各地区に2台ずつ計4台  
(各地区1台はリフト付きワゴン車両)
- 運行形態 : 路線を定めず、自宅等からあらかじめ定められた目的等(乗降ポイント)で乗り降り
- 運 賃 : 1回乗車ごとに300円

### (運行イメージ)



【自宅から同一エリア内の目的地へ行く】



【目的地から同一エリア内の自宅へ戻る】



【目的地から同一エリア内の目的地へ移動する】



運行会社: 菖蒲タクシー(株)、栗橋構内野本タクシー(株)

# デマンドタクシーの実証運行

## 川越市

川越市では、採算性の悪い市東部地域でのコミュニティバス「川越シャトル」の見直しにより、交通空白地帯を3エリアに分けて一定の交通需要が見込まれる地域において、デマンド交通への需要と当該地域にお住まいの方の日常交通の実態と、コミュニティバスと比較した場合におけるメリット・デメリットや今後の導入可能性について、検証するものである。

**川越市デマンドタクシー**

運行期間 : 平成25年10月28日(月)～平成25年12月27日(金)まで  
 運行日 : 毎日運行  
 運行時間帯 : 午前6時～午後5時  
 運行車両 : 4台(4台ワンダイヤ、ワンダイヤ)  
 利用できる方 : 運行地区にお住まいの方で、一人で乗り降りができる方  
 乗車される方が同行の場合は、一人で乗り降りできない方も利用できます。  
 予約方法 : 予め決められた運行区域内の共通予約センター(※)に電話予約  
 料金体系 : 1回500円  
 予約条件 : 1. 小学生以下の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は1回200円。  
 049-243-2634 に電話してください。オペレーターが予約を受け付けます。  
 2. 乗車の1週間前から、ご利用希望の日・時刻まで予約が必要です。  
 3. 乗車時刻に利用される場合は、前日に予約してください。

川越市デマンドタクシーに関するお問い合わせ窓口  
 川越市役所 若市計測課 交通政策課  
 電話 049-243-6300(内)

**川越市デマンドタクシー「とちもぎ」の運行エリア・乗降所**

- ・A地区、B地区、C地区の3つ運行エリアがあります。
- ・ご利用できる乗降所は、下図に示すように、運行エリア内に設置され、地区外ではそれぞれ決まっています。
- ・詳しい乗降所の場所については、予約センターにお問い合わせください。

**ご利用方法**      予約は **049-243-2634** に電話しましょう

予約電話をするとスタッフが、予約に必要な氏名、日時、行き先などを問にお聞きします。  
 任意利用する方は、行き先と帰りを同時にご予約ください。  
 お気軽にご利用ください。

**① 予約センター(049-2634)**  
 ② 乗降所(20分前)

**③ 乗降所から(15分前)**  
 ④ 運行地区の乗降所へ(15分前)

**⑤ 乗降所から(15分前)**  
 ⑥ 乗降所へ(15分前)

**⑦ 乗降所から(15分前)**  
 ⑧ 乗降所へ(15分前)

**⑨ 乗降所から(15分前)**  
 ⑩ 乗降所へ(15分前)

**⑪ 乗降所から(15分前)**  
 ⑫ 乗降所へ(15分前)

**⑬ 乗降所から(15分前)**  
 ⑭ 乗降所へ(15分前)

**⑮ 乗降所から(15分前)**  
 ⑯ 乗降所へ(15分前)

**⑰ 乗降所から(15分前)**  
 ⑱ 乗降所へ(15分前)

**⑲ 乗降所から(15分前)**  
 ⑳ 乗降所へ(15分前)

**⑳ 乗降所から(15分前)**  
 ㉑ 乗降所へ(15分前)

**㉒ 乗降所から(15分前)**  
 ㉓ 乗降所へ(15分前)

**㉔ 乗降所から(15分前)**  
 ㉕ 乗降所へ(15分前)

**㉖ 乗降所から(15分前)**  
 ㉗ 乗降所へ(15分前)

**㉘ 乗降所から(15分前)**  
 ㉙ 乗降所へ(15分前)

**㉚ 乗降所から(15分前)**  
 ㉛ 乗降所へ(15分前)

**㉜ 乗降所から(15分前)**  
 ㉝ 乗降所へ(15分前)

**㉞ 乗降所から(15分前)**  
 ㉟ 乗降所へ(15分前)

**㊱ 乗降所から(15分前)**  
 ㊲ 乗降所へ(15分前)

**㊳ 乗降所から(15分前)**  
 ㊴ 乗降所へ(15分前)

**㊵ 乗降所から(15分前)**  
 ㊶ 乗降所へ(15分前)

**㊷ 乗降所から(15分前)**  
 ㊸ 乗降所へ(15分前)

**㊹ 乗降所から(15分前)**  
 ㊺ 乗降所へ(15分前)

**㊻ 乗降所から(15分前)**  
 ㊼ 乗降所へ(15分前)

**㊽ 乗降所から(15分前)**  
 ㊾ 乗降所へ(15分前)

**㊿ 乗降所から(15分前)**  
 ㊿ 乗降所へ(15分前)

**乗降所について**  
 タクシー会社と社の共同運行となります。  
 運行日によって運行会社が異なります。

**運行会社について**

- ・東上ハイヤー株式会社
- ・関東タクシー株式会社
- ・株式会社料車二社
- ・ダイヤデマンド交通株式会社
- ・関東ハイヤー株式会社
- ・富士見ハイヤー株式会社

**ワニグス (登録)**

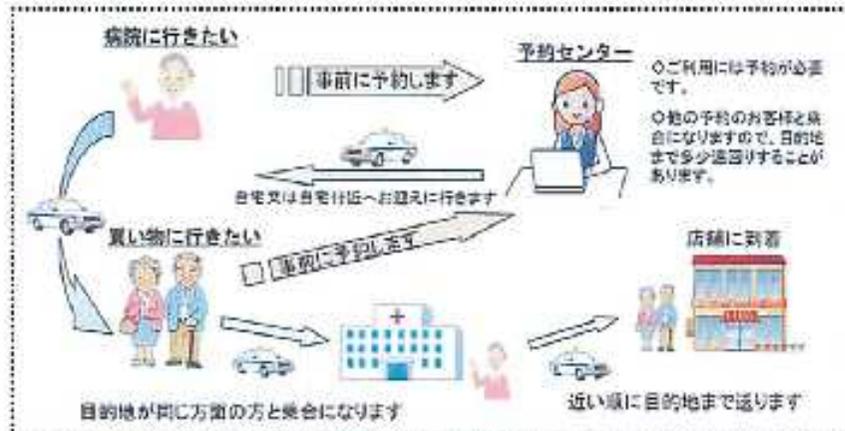


## 乗合タクシーの実証運行

### 行田市

現在、市内循環バスは6路線で運行中で、利用者が極端に少ない路線があり、このような状況から、市民の移動ニーズと大きなずれが生じている現状である。  
平成28年度から始まる新しい運行は、どのような形態が適しているかを検証する必要から乗合タクシーの実証実験を行うものである。

- |         |   |
|---------|---|
| ①運行日    | 平成25年10月1日から11月30日まで<br>※土日祝日も運行を行いません                                  |
| ②予約受付期間 | ご利用の1週間前から前日まで  |
| ③運行時間帯  | 午前8時から午後3時まで  |
| ④利用できる方 | 市民の方であればご利用できます<br>なお、ご利用には事前の登録が必要です                                   |
| ⑤利用料金   | 1人1回300円(未就学児は無料)<br>障害をお持ちの方は障害者手帳の提示により半額<br>また、障害をお持ちの方1名につき介助者1名は半額 |
| ⑥乗降場所   | 行田市内の病院、スーパー、公共施設など<br>詳細は「乗降場所一覧」を参照下さい                                |



昭和タクシー 乗合タクシー車両

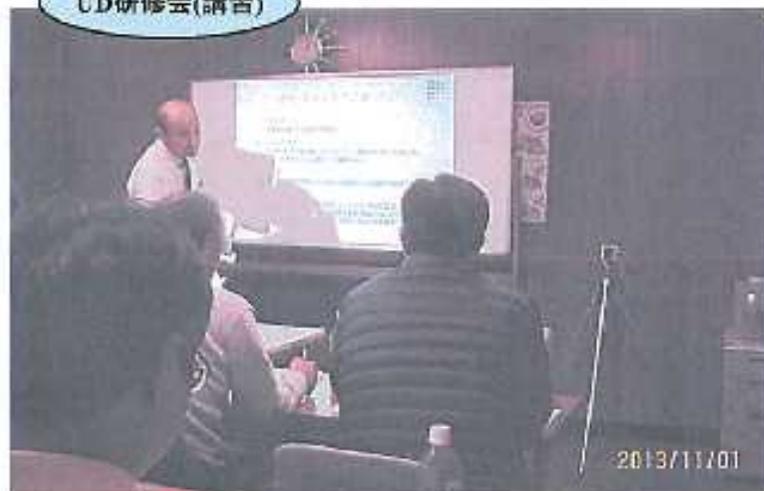
## ユニバーサルデザインタクシーの普及促進と研修会の充実

バリアフリー新法の施行により、物理的なバリアフリーや社会的、心理的なバリアを取り除き、誰もが参加できるユニバーサルの実現が求められている。

高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解し、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うことができる一般タクシー乗務員の増加を目指して、タクシー事業者が、ユニバーサルデザインタクシーの導入化と社会状況に即して必要とされるバリアフリー教育訓練を容易に実施し、地域の公共交通機関としての役割を担いながら業界の活性化に資する。

現在、埼玉県では21台のUDタクシーが稼働し、今後も導入促進が期待される。

UD研修会(講習)



UD研修開催状況

開催日	場所	受講人員
平成25年2月25日	協会内	32人
平成25年5月15日	協会内	33人
平成25年8月30日	秩父市内	25人
平成25年10月31日～ 平成25年11月1日	さいたま市内	17人

UD研修会(実技)



## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県南中央交通圏）

平成26年1月31日現在

## 【県南中央交通圏】

申請日	事業者名	基準車両数 ① ※H21.7.17現在の タクシー車両数	基準日以後の 道路運送法での 減車後の車両数 ②	事業再構築削減数 ③			事業再構築実 施後の車両数 ④ ※②-③	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-④	削減率 ((①-④)/①)
H22.4.9~H22.4.28	共栄交通(株)	25	24	2	0	2	22	3	12.0%
H22.4.15	アサヒタクシー(株)	25	24	1	1	2	22	3	12.0%
H22.4.16	(株)八千代交通	46	46	3	3	6	40	6	13.0%
H22.4.20	大宮自動車(有)	40	40	3	2	5	35	5	12.5%
H22.4.20	すずめタクシー(有)	15	15	0	0	0	15	0	0.0%
H22.4.20	東浦和交通(有)	32	31	2	1	3	28	4	12.5%
H22.4.22	昭和交通(有)	19	19	1	0	1	18	1	5.3%
H22.4.22	みどりタクシー(有)	25	25	2	1	3	22	3	12.0%
H22.4.23	大宮交通(株)	66	66	4	3	7	59	7	10.6%
H22.4.23	関東観光タクシー(株)	45	44	2	2	4	40	5	11.1%
H22.4.23	三矢交通(株)	22	22	2	1	3	19	3	13.6%
H22.4.26	西武交通(有)	30	28	2	0	2	26	4	13.3%
H22.4.26	太平自動車交通(株)	26	24	1	0	1	23	3	11.5%
H22.4.27	上尾交通(有)	17	16	1	0	1	15	2	11.8%
H22.4.27	熊谷構内タクシー(株)	11	11	1	0	1	10	1	9.1%
H22.4.27	指扇交通(株)	27	25	0	1	1	24	3	11.1%
H22.4.27	(有)須賀タクシー	36	36	1	0	1	35	1	2.8%
H22.4.27	第三交通(株)	37	37	2	2	4	33	4	10.8%
H22.4.27	日栄交通(株)	21	21	1	0	1	20	1	4.8%
H22.4.27	山手観光自動車(株)	87	87	5	4	9	78	9	10.3%
H22.4.28	安立交通(株)	19	16	0	0	0	16	3	15.8%
H22.4.28	上尾相互タクシー(有)	12	12	1	0	1	11	1	8.3%
H22.4.28	(有)伊奈交通	17	17	1	1	2	15	2	11.8%
H22.4.28	(有)遠忠屋運輸	13	12	0	1	1	11	2	15.4%
H22.4.28	桶川タクシー(有)	48	46	1	2	3	43	5	10.4%
H22.4.28	桶川交通(有)	12	11	0	1	1	10	2	16.7%
H22.4.28	熊通タクシー(株)	35	34	0	0	0	34	1	2.9%
H22.4.28	埼玉タクシー(株)	81	81	2	2	4	77	4	4.9%
H22.4.28	(株)さとびタクシー	8	9	0	0	0	9	-1	-12.5%
H22.4.28	ザ・キザン・ヒロ(有)	39	26	0	0	0	26	13	33.3%
H22.4.28	(株)ツバメタクシー	46	44	3	0	3	41	5	10.9%
H22.4.28	東洋タクシー(有)	12	12	1	1	2	10	2	16.7%
H22.4.28	ハッピータクシー(株)	68	68	4	4	8	60	8	11.8%
H22.4.28	鳩ヶ谷タクシー(株)※譲渡廃止	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
H22.4.28	(特)ハーモニカ	11	10	0	0	0	10	1	9.1%
H22.4.28	富士興業(株)	13	13	0	0	0	13	0	0.0%
H22.4.28	(株)見沼交通	10	10	0	0	0	10	0	0.0%
H22.4.28	(有)ヤジタ交通	22	20	0	0	0	20	2	9.1%
H22.4.30	安全興業(株)	33	33	1	0	1	32	1	3.0%
H22.4.30	イエローキャブ(株)	16	16	0	0	0	16	0	0.0%
H22.4.30	川口相互タクシー(株)	57	55	0	0	0	55	2	3.5%
H22.4.30	県南交通(株)	61	60	3	3	6	54	7	11.5%
H22.4.30	宝交通(株)	22	21	1	1	2	19	3	13.6%
H22.4.30	ツルヤ交通(株)	30	30	2	1	3	27	3	10.0%
H22.4.30	長谷川タクシー(有)	26	26	2	1	3	23	3	11.5%
H22.4.30	宮原交通(株)	19	18	0	1	1	17	2	10.5%
H22.4.30	みなとタクシー(有)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%
H22.4.30	(株)与野交通	26	24	0	0	0	24	2	7.7%
H22.5.6	(有)南浦和タクシー	43	42	0	0	0	42	1	2.3%
H22.5.7	(株)埼玉交通	171	163	0	7	7	156	15	8.8%
H22.5.7	(株)平和自動車	67	63	0	3	3	60	7	10.4%
H22.5.7	山手タクシー(株)	17	17	0	0	0	17	0	0.0%
H22.5.10	日進一交通(有)	35	35	2	2	4	31	4	11.4%
H22.5.12	飛鳥交通(株)	262	248	0	14	14	234	28	10.7%
H22.5.13	大宮タクシー(株)イースタン	59	56	0	0	0	56	3	5.1%
H22.5.14	浦和自動車(株)	26	26	3	0	3	23	3	11.5%
H22.5.14	(株)つばめタクシー	94	92	3	5	8	84	10	10.6%
H22.5.17	ヤジタ交通(有)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%
H22.5.17	日本交通埼玉(株)	110	104	0	5	5	99	11	10.0%
H22.5.17	ヨシエヒロ(有)	33	13	0	0	0	13	20	60.6%
H22.5.19	大和タクシー(有)	21	14	0	0	0	14	7	33.3%
H22.5.26	(株)平和観光	20	42	0	0	0	42	-22	-110.0%
H22.5.28	(有)川口自動車交通	164	158	3	8	11	147	17	10.4%
H22.6.2	国際交通(株)	39	34	0	0	0	34	5	12.8%
H22.6.2	(有)富士交通	14	14	0	0	0	14	0	0.0%
H22.6.8	(株)小原運輸倉庫	12	12	0	0	0	12	0	0.0%
H22.6.18	東都自動車交通(株)	33	31	1	0	1	30	3	9.1%
H22.9.3	(有)岩槻タクシー	100	100	0	0	0	100	0	0.0%
H22.9.14	上尾タクシー(有)	31	31	0	0	0	31	0	0.0%
H23.8.9	(有)ベルクラブ	5	5	0	0	0	5	0	0.0%
H23.9.3	(有)寿サービス	3	1	0	0	0	1	2	66.7%
県南中央交通圏計		2,787	2,686	70	84	154	2,532	255	9.1%

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県南西部交通圏）

平成26年1月31日現在

## 【県南西部交通圏】

申請日	事業者名	基準車両数 ① ※H21.7.17現在の タクシー車両数	基準日以後の 道路運送法での 減車後の車両数 ②	事業再構築削減数 ③			事業再構築実 施後の車両数 ④ ※②-③	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-④	削減率 (①-④)/①
H22.4.14	西武ハイヤー(株)	236	223	0	12	12	211	25	10.6%
H22.4.19	(株)川乗三和	55	51	1	4	5	46	9	16.4%
H22.4.19	(株)宮本交通	37	35	0	2	2	33	4	10.8%
H22.4.20	三和富士交通(株)	100	100	5	5	10	90	10	10.0%
H22.4.20	(有)東松山交通	18	18	1	0	1	17	1	5.6%
H22.4.21	日高ハイヤー(株)	10	9	0	1	1	8	2	20.0%
H22.4.22	(株)越生タクシー	23	21	0	1	1	20	3	13.0%
H22.4.23	観光タクシー(有)	38	36	0	2	2	34	4	10.5%
H22.4.23	初雁交通(株)	43	40	2	1	3	37	6	14.0%
H22.4.23	富士見ハイヤー(有)	20	19	1	0	1	18	2	10.0%
H22.4.23	(有)毛呂山タクシー	15	14	0	1	1	13	2	13.3%
H22.4.23	(有)吉見タクシー	6	5	0	0	0	5	1	16.7%
H22.4.26	朝霞交通(有)	15	14	1	0	1	13	2	13.3%
H22.4.26	朝日タクシー(有)	18	17	0	0	0	17	1	5.6%
H22.4.26	川越交通(有)	23	23	1	0	1	22	1	4.3%
H22.4.26	国際交通(株)	25	21	0	0	0	21	4	16.0%
H22.4.26	(有)志木合同タクシー	57	54	0	3	3	51	6	10.5%
H22.4.26	(有)昭和交通	84	82	0	0	0	82	2	2.4%
H22.4.26	(有)ダイイチ交通	10	10	0	0	0	10	0	0.0%
H22.4.26	(有)みずほ昭和	50	47	1	0	1	46	4	8.0%
H22.4.27	大久保第一交通(有)	18	18	1	1	2	16	2	11.1%
H22.4.27	高麗川交通(有)	12	11	0	1	1	10	2	16.7%
H22.4.27	三共交通(有)	45	42	1	1	2	40	5	11.1%
H22.4.27	サン第一交通(有)	15	15	1	1	2	13	2	13.3%
H22.4.27	埼玉第一交通(株)	41	41	3	2	5	36	5	12.2%
H22.4.27	(株)千代田交通	25	21	0	0	0	21	4	16.0%
H22.4.27	所沢交通(株)	26	24	2	0	2	22	4	15.4%
H22.4.27	豊岡丸大タクシー(有)	49	49	3	3	6	43	6	12.2%
H22.4.27	練馬タクシー(株)	37	35	1	2	3	32	5	13.5%
H22.4.27	(有)原市場タクシー	17	16	0	1	1	15	2	11.8%
H22.4.27	緑交通(株)	21	21	1	1	2	19	2	9.5%
H22.4.28	イグチ交通(株)	20	19	0	0	0	19	1	5.0%
H22.4.28	いろは交通(株)	13	13	0	0	0	13	0	0.0%
H22.4.28	(有)川島タクシー	5	5	0	0	0	5	0	0.0%
H22.4.28	(有)サツキハウス	11	12	1	0	1	11	0	0.0%
H22.4.28	森林公園交通(株)	11	11	0	0	0	11	0	0.0%
H22.4.28	松葉交通(株)	12	11	0	1	1	10	2	16.7%
H22.4.30	(株)イーエム・アイ	0	5	0	0	0	5	-5	
H22.4.30	(有)小川観光タクシー	17	16	0	1	1	15	2	11.8%
H22.4.30	近郊タクシー(有)	9	9	1	0	1	8	1	11.1%
H22.4.30	(株)新所タクシー	32	30	0	2	2	28	4	12.5%
H22.4.30	大成交通(株)	22	22	2	0	2	20	2	9.1%
H22.4.30	ダイヤモンド交通(有)	80	76	0	4	4	72	8	10.0%
H22.4.30	鶴瀬交通(株)	18	18	1	0	1	17	1	5.6%
H22.4.30	(有)鶴ヶ島交通	13	12	1	0	1	11	2	15.4%
H22.4.30	東上ハイヤー(株)	72	68	0	4	4	64	8	11.1%
H22.4.30	新座交通(株)	18	17	0	1	1	16	2	11.1%
H22.4.30	日彩交通(株)	14	14	0	0	0	14	0	0.0%
H22.4.30	(有)三芳野タクシー	31	29	0	2	2	27	4	12.9%
H22.4.30	山口交通(株)	16	16	1	1	2	14	2	12.5%
H22.5.12	(有)坂戸タクシー	20	19	0	1	1	18	2	10.0%
H22.5.19	大和タクシー(有)	39	39	2	2	4	35	4	10.3%
H22.5.24	飛鳥交通(株)	18	17	1	1	2	15	3	16.7%
H22.6.11	朝日自動車(株)	18	18	3	0	3	15	3	16.7%
H22.11.11	東京交通(株)	23	23	2	0	2	21	2	8.7%
H23.10.4	(有)みのり交通	8	8	0	0	0	8	0	0.0%
未申請	和光タクシー(合)	6	8	0	0	0	8	-2	-33.3%
県南西部交通圏計		1,735	1,667	41	65	106	1,561	174	10.0%

(※基準車両数が0である場合、削減率の計算[上記(①-④)/①]ができないため削減率欄を空欄としている。)

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県南東部交通圏）

平成26年1月31日現在

## 【県南東部交通圏】

申請日	事業者名	基準車両数 ① ※H22. 4. 1現在の タクシー車両数	基準日以降の 道路運送法での 減車後の車両数 ②	事業再構築削減数 ③			事業再構築実施 後の車両数 ④ ※②-③	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-④	削減率 (①-④)/①
H22.8.30	(有)福寿屋	17	17	1	1	2	15	2	11.8%
H22.8.31	飛鳥交通(株)	18	18	2	1	3	15	3	16.7%
H22.8.31	飛鳥交通春日部(株)	77	77	5	4	9	68	9	11.7%
H22.8.31	(有)ペンリーズ観光	13	13	0	0	0	13	0	0.0%
H22.9.2	瀬崎交通(株)	30	30	4	1	5	25	5	16.7%
H22.9.2	太平交通(株)	18	18	1	1	2	16	2	11.1%
H22.9.3	(有)上河原観光	20	19	1	0	1	18	2	10.0%
H22.9.3	(有)共和タクシー	19	19	1	1	2	17	2	10.5%
H22.9.3	栗橋タクシー(有)	12	12	1	1	2	10	2	16.7%
H22.9.3	三協交通(有)	9	8	0	0	0	8	1	11.1%
H22.9.3	幸手タクシー(有)	23	23	2	1	3	20	3	13.0%
H22.9.3	昭和タクシー(有)	17	17	1	1	2	15	2	11.8%
H22.9.3	菖蒲タクシー(有)	10	10	1	1	2	8	2	20.0%
H22.9.3	杉戸タクシー(有)	20	20	2	0	2	18	2	10.0%
H22.9.3	(有)彦成タクシー	35	35	2	2	4	31	4	11.4%
H22.9.3	(有)三郷交通	28	28	2	1	3	25	3	10.7%
H22.9.6	大さがみ交通(株)	20	20	1	0	1	19	1	5.0%
H22.9.6	栗橋構内野本タクシー(有)	14	14	1	1	2	12	2	14.3%
H22.9.6	(有)日昭交通	22	22	2	1	3	19	3	13.6%
H22.9.7	蒲生交通(株)	28	28	2	1	3	25	3	10.7%
H22.9.7	(有)久喜タクシー	31	31	2	2	4	27	4	12.9%
H22.9.7	庄和交通(有)	12	12	1	1	2	10	2	16.7%
H22.9.7	白岡タクシー(株)	42	41	2	0	2	39	3	7.1%
H22.9.7	大都交通(株)	28	28	2	1	3	25	3	10.7%
H22.9.7	鳩交通(有)	30	30	2	1	3	27	3	10.0%
H22.9.7	松伏交通(有)	32	32	3	2	5	27	5	15.6%
H22.9.7	明治タクシー(有)	13	13	1	0	1	12	1	7.7%
H22.9.7	(同)鷲宮タクシー	15	15	1	1	2	13	2	13.3%
H22.9.8	東都自動車交通(株)	26	26	2	1	3	23	3	11.5%
H22.9.9	(株)織田	35	35	5	0	5	30	5	14.3%
H22.9.9	神明交通(株)	18	18	2	0	2	16	2	11.1%
H22.9.9	八潮タクシー(有)	28	28	1	0	1	27	1	3.6%
H22.9.9	ヨシエヒロ(有)	8	8	0	0	0	8	0	0.0%
H22.9.10	大利根タクシー(有)	12	11	0	1	1	10	2	16.7%
H22.9.10	(株)越谷タクシー	52	52	2	0	2	50	2	3.8%
H22.9.10	松栄川元交通(株)	89	89	9	0	9	80	9	10.1%
H22.9.10	草加ダイヤモンド交通(有)	78	78	4	4	8	70	8	10.3%
H22.9.10	南越谷タクシー(有)	35	35	2	2	4	31	4	11.4%
H22.9.10	都交通(株)	70	70	7	0	7	63	7	10.0%
H22.9.10	(有)吉川交通	43	43	4	1	5	38	5	11.6%
H22.9.13	魚利タクシー(有)	17	17	1	1	2	15	2	11.8%
H22.9.13	草加タクシー(株)	34	33	2	1	3	30	4	11.8%
H22.9.13	東界自動車交通(株)	60	60	5	4	9	51	9	15.0%
H22.9.13	野島運輸(株)	15	15	1	1	2	13	2	13.3%
H22.9.17	朝日自動車(株)	89	85	9	0	9	76	13	14.6%
H22.9.17	協栄交通(有)	33	33	2	2	4	29	4	12.1%
H22.9.30	(株)増田タクシー	24	24	2	1	3	21	3	12.5%
H22.10.28	(有)岩槻タクシー	65	65	0	0	0	65	0	0.0%
事業廃止	新古河タクシー(有)	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
県南東部交通圏 計		1,489	1,475	106	46	152	1,323	166	11.1%

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成26年1月31日現在

## 【県北交通圏】

申請日	事業者名	基準車両数 ① ※H20.7.11現在の タクシー車両数	特定事業計画 申請時の 車両数 ②	事業再構築削減数 ③			事業再構築実 施後の車両数 ④ ※②-③	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-④	削減率 (①-④)/①
H22.4.19	(有)本間タクシー	12	11	1	0	1	10	2	16.7%
H22.4.20	(株)鈴仲タクシー	15	11	3	0	3	8	7	46.7%
H22.4.20	ミツワ交通(株)	41	38	1	2	3	35	6	14.6%
H22.4.21	深谷合同タクシー(有)	21	20	0	0	0	20	1	4.8%
H22.4.22	昭和タクシー(株)	25	22	0	2	2	20	5	20.0%
H22.4.26	(有)明日香交通	13	13	0	0	0	13	0	0.0%
H22.4.26	中央タクシー(株)	17	17	1	1	2	15	2	11.8%
H22.4.26	ニュー埼玉交通(株)(H25.8.21廃止)	29	1	1	0	1	0	29	100.0%
H22.4.26	深谷タクシー(有)	22	21	0	1	1	20	2	9.1%
H22.4.26	寄居タクシー(有)	9	9	1	0	1	8	1	11.1%
H22.4.27	(有)井上商会	5	5	0	0	0	5	0	0.0%
H22.4.27	熊谷構内タクシー(株)	50	46	2	0	2	44	6	12.0%
H22.4.27	七福タクシー(有)	29	27	0	1	1	26	3	10.3%
H22.4.28	籠原タクシー(株)	35	33	0	2	2	31	4	11.4%
H22.4.28	秩鉄タクシー(株)	25	23	0	1	1	22	3	12.0%
H22.4.30	国際十王交通(株)	41	17	0	3	3	14	27	65.9%
H22.4.30	上信ハイヤー(株)	27	23	0	0	0	23	4	14.8%
H22.4.30	(有)本庄合同タクシー	26	26	2	0	2	24	2	7.7%
H22.5.7	騎西タクシー(有)	7	6	0	0	0	6	1	14.3%
H22.5.7	羽生タクシー(株)	18	18	1	1	2	16	2	11.1%
H22.5.7	本庄タクシー(株)	30	32	4	1	5	27	3	10.0%
H22.5.7	(株)増田タクシー	7	7	1	0	1	6	1	14.3%
H22.5.14	加須タクシー(株)	11	11	1	1	2	9	2	18.2%
H22.6.11	朝日自動車(株)	49	36	0	0	0	36	13	26.5%
H22.6.29	大信観光花園(有)	5	5	0	0	0	5	0	0.0%
H23.4.8	(株)桜交通	0	6	0	0	0	6	-6	
県北交通圏計		572	484	19	16	35	449	123	21.5%

(注意1) 基準車両数が0である場合、削減率の計算[上記(①-④)/①]ができないため削減率欄を空欄としている。